

発注者別評価点 の活用による 資格審査マニュアル



平成20年6月
国土交通省

発注者別評価点 の活用による 資格審査マニュアル



目次

I 骨子	1
(1) 競争参加資格審査の目的・必要性	3
(2) 経営事項審査との関係	4
(3) 発注者別評価点の評価項目	5
(4) 発注者別評価点と経営事項審査のウエイト	7
(5) 発注者別評価点を活用した入札参加資格審査の手続き	8
II 各論	11
1 発注者別評価点の導入の意義	13
(1) 発注者別評価点のメリットは何ですか。	13
(2) 発注者別評価点の導入が求められている経緯を教えてください。	14
(3) 発注者別評価点は建設産業政策にどのように位置付けられますか。	15
(4) 地方公共団体における発注者別評価点の導入状況を教えてください。	18
2 発注者別評価点とは	19
(1) 発注者別評価点とは何ですか。	19
(2) 入札契約制度の体系において発注者別評価点は どのように位置付けられますか。	20
(3) 経営事項審査による評価点とは何が違うのですか。	22
(4) 今回の経営事項審査の改正理由、趣旨について教えてください。	24
(5) 今回の経営事項審査の改正が中小建設業者の評価に どのような変化をもたらすのですか。	25
(6) 発注標準と発注者別評価点の関係について教えてください。	26
3 発注者別評価点の設定方法	27
(1) これから発注者別評価点を導入したいと思いますが、 どのような準備が必要ですか。	27

(2) 発注者別評価点の導入はどのような手順で進めるのですか。……………	28
A 対象工種及び対象業者の決定 ……………	29
(3) 発注者別評価点はどのような工種、 どのような規模の工事に導入すればよいですか。……………	29
B 評価項目及び評価点の設定（総論） ……………	30
(4) 履行能力が高く、地域に貢献する優良業者を適切に評価するには どのように評価項目・評価点を設定するのが望ましいですか。……………	30
(5) 初めて発注者別評価点を導入するので簡易なものにしたいのですが、 最低限どのような評価項目を設定すべきですか。……………	34
(6) 発注者別評価点と経営事項審査による評点との割合は どのように設定するのが適当ですか。……………	35
(7) 発注者別評価点の評価項目は、経営事項審査による評点の 評価項目と重複してはいけないのですか。……………	37
(8) 各評価項目の配点のウエイトはどのように設定したらよいのですか。……………	38
C 工事の内容に関連のある評価項目の設定 ……………	41
(9) 工事成績をどのように評価したらよいのですか。……………	41
(10) 工事成績を評価項目として用いたいのですが、データがない場合 どのように評価すべきですか。簡易に評価する方法はありますか。……………	44
(11) 工事実績をどのように評価したらよいのですか。……………	45
(12) 技術力として具体的に何を評価したらよいのですか。……………	47
(13) 安全対策として具体的に何を評価したらよいのですか。……………	49
(14) 工事内容に関係する項目としてその他に どのような項目が考えられますか。……………	50
D 地域貢献や社会性を評価する評価項目の設定 ……………	51
(15) 社会貢献として具体的に何を評価したらよいのですか。……………	51
(16) 不正行為として具体的にどのような事実をマイナス評価したら よいのですか。……………	53
(17) 建設産業政策として具体的に何を評価したらよいのですか。……………	55
(18) 公共工事の品質や建設産業政策と直接関係ない評価項目を設定してよいの ですか。設定する場合はどのような評価項目が考えられますか。……………	56

4 発注者別評価点に関する審査の実施方法 58

- (1) 発注者別評価点に関する具体的な審査はどのような手順で行ったらよいのですか。 58
- (2) 発注者別評価点を導入すると過重な事務量が発生しませんか。 60
- (3) 審査の実施時期や審査結果の有効期間はどのように設定したらよいですか。 61
- (4) 地方公共団体の内部においてどのような審査体制を確立したらよいですか。 63
- (5) 発注者別評価点の審査に係る体制面を強化するためどのような対策を講じたらよいのですか。 64
- (6) 発注者別評価点の審査に当たり第三者機関の意見を聴くべきですか。 65
- (7) 不良不適格業者としてどのような業者を審査対象から除外すべきですか。 ... 67
- (8) 発注者別評価点を使って競争参加資格審査を行うに当たり建設業者には何を提出してもらうのですか。 69
- (9) 経営事項審査と内容が重複する書類については提出を求める必要がありますか。 72
- (10) 虚偽申請を防止するためにどのような対策を講ずるべきですか。 72
- (11) 新規参入、合併等により定期の資格審査で対応できない場合はどのようにすべきですか。 73
- (12) 審査後に審査対象の事実に変化があった場合は再審査をすべきですか。 73

5 発注者別評価点の活用方法 74

- (1) 発注者別評価点は、例えば個別の工事の入札に活用することは可能ですか。 74

参考資料 1 評価項目及び加点方法の事例 **77**

参考資料 2 発注者別評価点の活用による資格審査書類のひな形 **86**

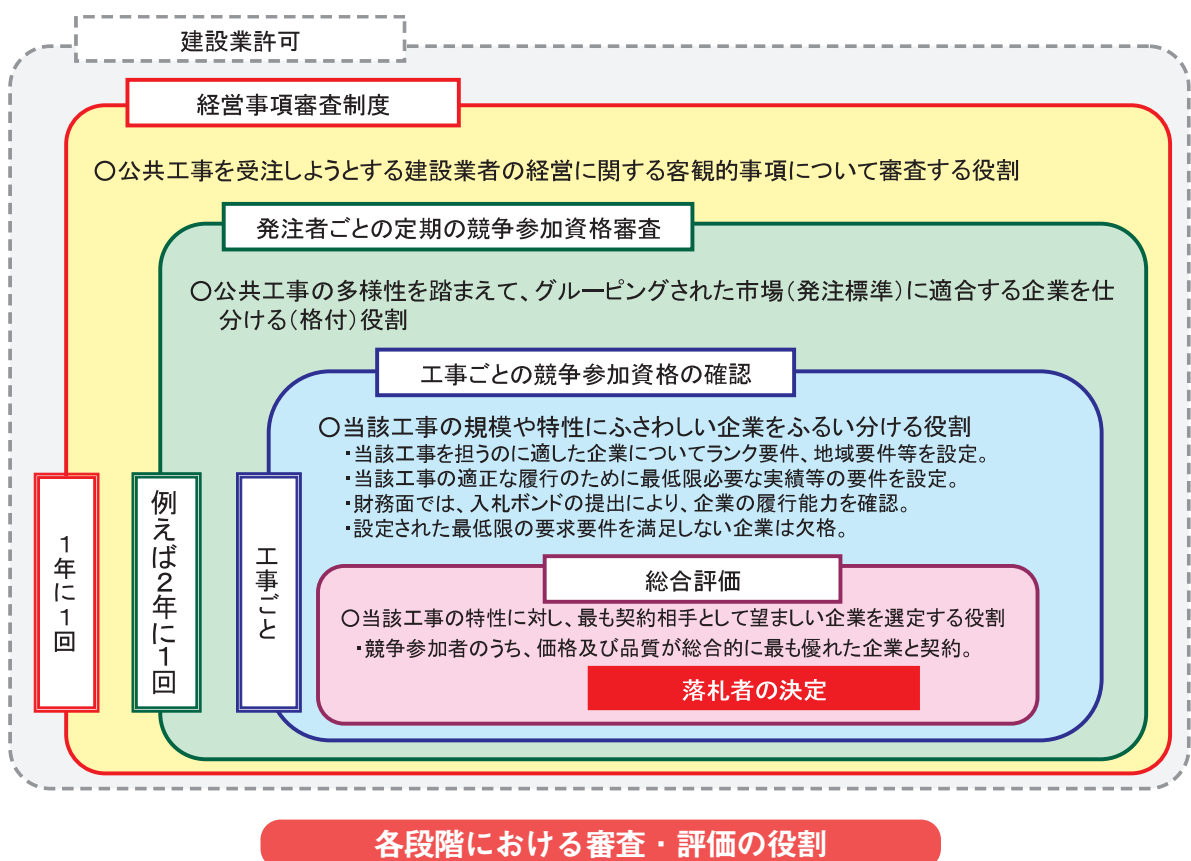
I 骨 子



(1) 競争参加資格審査の目的・必要性

現在、国・地方公共団体を問わず、一般競争入札の導入・拡大等、入札・契約制度改革が急速に進められています。入札・契約制度改革の目的は、建設生産物のエンドユーザーに対して、対価に対して最も価値の高いサービス（バリュー・フォー・マネー（VFM））を提供することにあります。しかしながら、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札等の課題が生じています。このため、一般競争入札の拡大と併せて、総合評価方式の導入・拡充、多様な発注方式の活用を進めるとともに、競争参加資格審査における適切な企業評価の実施や発注標準の適切な設定等の環境整備が求められています。

このような状況下においては、地方公共団体等の各発注者が競争参加資格審査の段階において、工事の規模、態様等に応じて、建設業者の的確な履行能力（経営力及び技術力）を見極め、適切に評価することが重要です。また、このような企業評価が建設業の経営に与える影響にも配慮した評価を行うことが必要です。



(2) 経営事項審査との関係

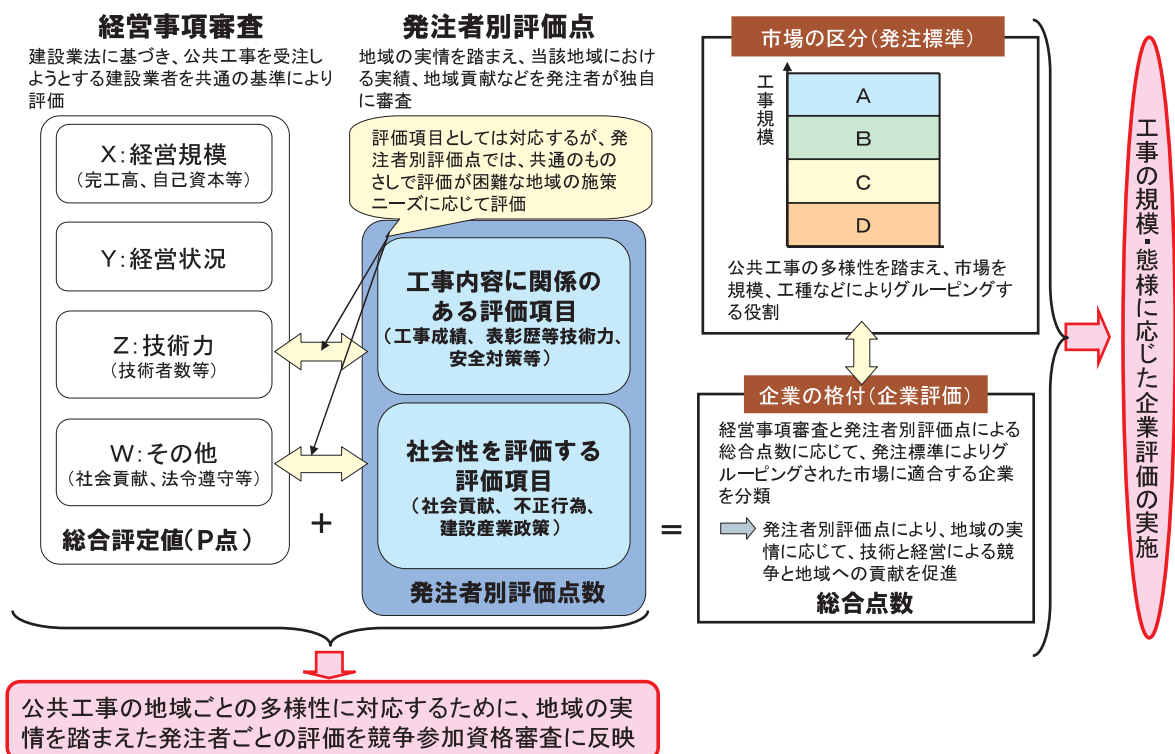
経営事項審査は、建設業法に基づき、公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準（X：経営規模、Y：経営状況、Z：技術力、W：その他（社会性等））により評価する制度です。

発注者別評価点（いわゆる主観点）は、地域の実情を踏まえ、発注者が管轄する地域の工事実績や地域貢献などを発注者ごとに審査する制度です。

具体的な評価項目で説明すると次のようになります。

- ① 財務状況については、経営事項審査が主にカバーします。
- ② 工事実績については、経営事項審査が全国における完成工事高等の共通の基準により量的な評価を行っていますが、発注者別評価点は、工事成績のような経営事項審査ではカバーできない質的な評価を行うことが期待されています。
- ③ 社会性については、経営事項審査でも防災活動への貢献等一部について評価を行っていますが、発注者別評価点においては、地域貢献等、発注者の施策ニーズに応じて多様な事項をよりきめ細かく評価することが期待されています。

平成20年度から施行された新たな経営事項審査においては、旧制度の下で中小建設業の経営状況（Y）がペーパーカンパニー等で過大に評価されたこと等の課題を踏まえて大幅に改正し、中小建設業においては社会性（W）等の企業実態を的確に反映する制度としています。多くの発注機関では、平成21年度以降の競争参加資格審査において、新制度に基づく経営事項審査の結果を利用することになりますので、新制度を踏まえ、発注者別評価点の適切な導入・見直しが求められます。



改正の目的

- 公共工事の企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に則した評価基準の確立
- 生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し

(1) 評価項目及び基準の見直し

完工高、利益、資本ストックをバランス良く加味した規模評価 (X1、X2)

- ・完工高(X1)のウェイトを0.35から0.25に、上限金額を2000億円から1000億円に引き下げ
- ・X2の指標として、利益額(EBITDA)、自己資本額を評価

企業実態を的確に反映した経営状況評価(Y)

- ・負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力を評価できる8指標による新たな評価体系
- ・企業実態に即した評点分布となるよう(例：小規模企業において高すぎる評点が出ないようにする。)評点分布を見直し

よりの確な技術力評価(Z)

- ・元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請けの完工高を評価
- ・技術力(Z)のウェイトを引き上げ
- ・登録基幹技能者講習(省令で規定)を修了した基幹技能者を優遇評価
- ・1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを2業種までに制限
- ・技術職員数における激変緩和措置を廃止

社会的責任の果たし方によって差のつく評価(W)

- ・労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ
- ・法令遵守状況を評価対象に追加
- ・会計監査人の設置等、経理の信頼性向上の取組みを評価

(2) 虚偽申請防止の徹底

虚偽申請を行いにくい制度設計

- ・経理の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価
- ・虚偽申請に対するペナルティ強化
- ・虚偽申請を行った場合の営業停止期間を15日から30日に拡大

(3) 企業形態の多様化への的確な対応

経営状況の連結評価

- ・会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社は、経営状況を連結決算で評価

新たな企業集団評価制度の創設

- ・一定の企業集団に属する連結子会社は経営状況を、連結財務諸表により評価。その他の評価項目は、子会社の実際の数値で評価

(4) その他

経営事項審査の活用

- ・競争参加資格審査を経営事項審査の結果のみによって行わないよう、地方自治体が主観的事項の審査を導入するためのマニュアルを作成

申請負担の軽減

- ・経営事項審査のための提出書類の見直し

(5) 施行日

- ・平成20年4月1日より施行

経営事項審査の改正のポイント

(3) 発注者別評価点の評価項目

競争の時代においては、建設生産物のエンドユーザーに対して、対価に対して最も価値の高いサービス（バリュー・フォー・マネー（VFM））を提供するものへと再構築するためには、一般競争入札の拡大と併せて、総合評価方式の導入・拡充、多様な発注方式の活用を進めるとともに、企業評価体系や発注標準の適切な設定等の環境整備が重要です。従来実施されていた指名競争入札においては、指名基準に基づき、発注工事について履行能力を有する業者を競争参加させることが可能でしたが、一般競争入札の拡大により、履行能力のない業者の入札参加が懸念されることから、資格審査段階での企業評価を適切に行い、履行能力に応じて格付を行うことが必要です。

このため、地方公共団体等の各発注者が競争参加資格審査の段階において、工事の規模、態様等に応じて、建設業者の的確な履行能力（経営力及び技術力）を見極め、適切に評価することが重要です。また、このような企業評価が建設業の経営に与える影響にも配慮した評価を行うことが必要です。

発注者別評価点においては、建設業者の履行能力を確保し、技術力と経営力による競争を促進するため、工事实績のみで評価している地方公共団体においては、工事に関する質的な評価を行う項目として、工事成績を盛り込むことが重要です。また、建設業者に対し地域住民が期待する事項、建設業者の技術力・経営力、建設産業政策における課題等公共調達の企業評価において考慮すべき

内容は地域によって異なります。このため、発注者別評価点においては、各地域の実情を踏まえ、災害復旧等の地域貢献等の多様な項目を評価することが望まれます。具体的な評価項目の例については以下に代表的なものを掲載していますが、その詳細については、31～33ページを参照して下さい。

このような取組を通じて、公共工事の適正な履行の確保、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するとともに、厳しい経営環境の中、技術と経営に優れ、地域に貢献する建設業者を的確に見極め、このような業者が生き残る制度としていくことが重要です。なお、評価項目及び加点方法の事例については75ページの参考資料1を参照して下さい。

【工事の内容に関する評価項目】

（導入すべき項目例）

- ① 工事成績：自ら発注する工事の工事成績評定を活用。工事成績評定未実施の場合は、都道府県等他機関の成績や自ら発注する工事の工事实績の活用も可能。
- ② 技術力：国家資格や民間資格の保有状況や技術者の雇用状況、優良工事表彰歴、VE提案の採用、CPDSの実施状況等を評価。
- ③ 安全対策：安全対策を実施する団体への加入、COHSMS・OHSASの取得状況等を評価。
- ④ その他：ISO9000シリーズの認証取得状況等を評価。

【社会性を評価する評価項目（建設業に關係する項目）】

（導入が望ましい項目例）

- ⑤ 地域貢献：災害発生時の活動実績、防災協定の締結状況、これらの地域貢献を行う団体への加入、除雪関係作業、建設重機保有、営業所所在地、地元雇用等を評価。

（必要に応じて導入する項目例）

- ⑥ 不正行為：指名停止、監督処分、労働法規違反、租税公課の滞納等をマイナス評価。
- ⑦ コンプライアンス：独禁法遵守体制の整備等を評価。
- ⑧ 建設産業政策：新分野進出、企業連携等を評価。

【社会性を評価する評価項目（一般的な事項）】

（評価項目として必須ではない項目例）

- ⑨ 例えば、雇用・労働対策、福祉対策、環境対策等を評価。



(4) 発注者別評価点と経営事項審査のウエイト

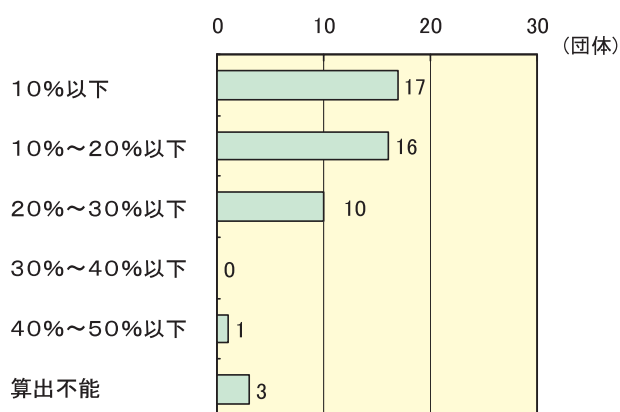
発注者別評価点と経営事項審査の総合評定値（客観点）の割合は、各発注者において設定された発注標準に対して、地域の建設業者が的確なグルーピングが行われるよう、地域の実情に応じて適切に定められることが必要です。既に発注者別評価点を導入している都道府県の事例を見ると、総合点に占める発注者別評価点の割合については、10%以下のものから50%以下のものまで幅があります。

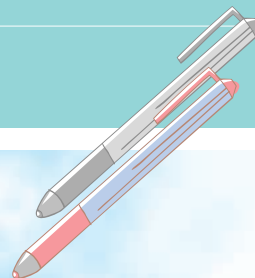
このため、各発注者においては、発注者別評価点の設定に当たり、設定しようとするウエイトについて有資格者が発注標準に的確にグルーピングされるか可能な限り検証して下さい。例えば、検証結果において、発注者別評価点が良い工事成績に対するインセンティブとなっていない場合は発注者別評価点のウエイトを高めることが適当です。一方、経営規模に比較して、過度に大規模な工事を受注できるランクに分類されてしまうような場合は、ウエイト付けを再検討して下さい。また、地域貢献等の社会性も重要な評価項目の1つですが、工事の履行能力の高い業者がより大規模な工事を受注できるインセンティブとなるようなウエイトとすることが必要です。

なお、平成21年度以降の競争参加資格審査において、新しい経営事項審査制度に基づく総合評定値（客観点）を利用することになりますので、このことを踏まえ、発注者別評価点についてウエイト付けを含めた適切な導入・見直しが必要となります。

《47都道府県における発注者別評価点の活用状況》

発注者別評価点と経営事項審査の総合評定値（客観点）の合計のうち、
発注者別評価点の占める割合





(5) 発注者別評価点を活用した 入札参加資格審査の手続き

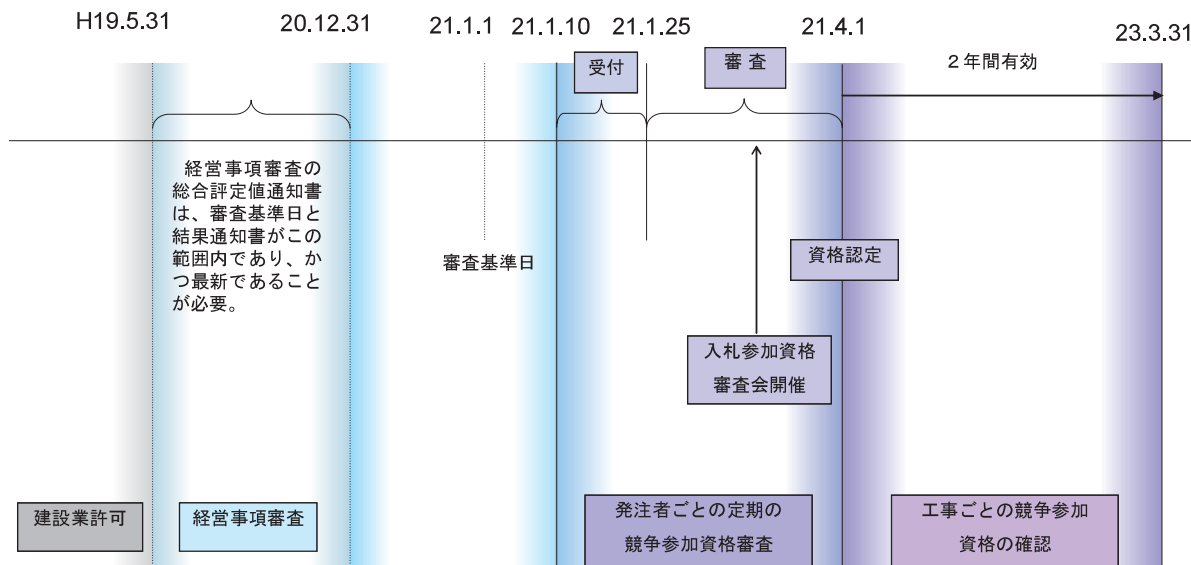
発注者別評価点の導入に当たっては、地方公共団体の施策ニーズを踏まえた評価項目の設定とともに、当該地方公共団体の発注者としての体制や建設業界の現状を踏まえ、フィージビリティのある審査手を整備することにより、円滑な制度導入を図ることが重要です。

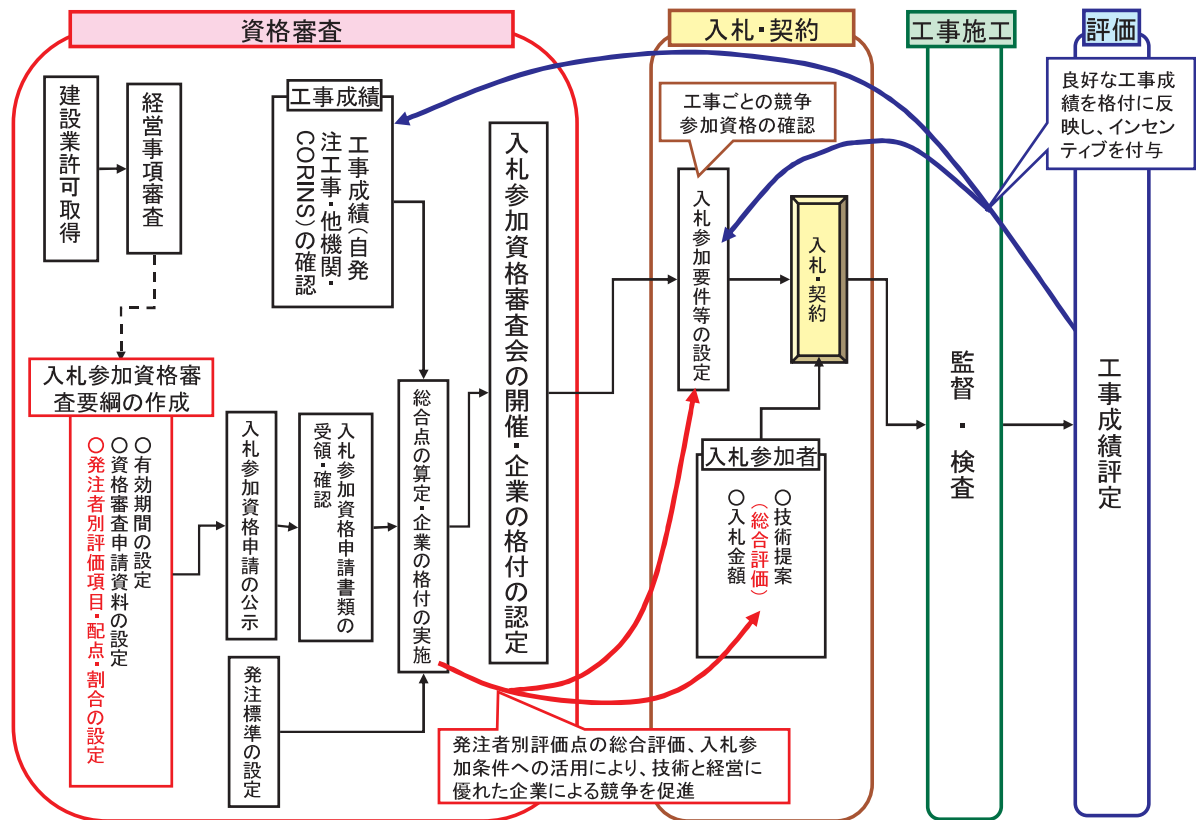
一般的には、発注者別評価点の導入により事務は増えますが、発注者別評価点の審査項目として本マニュアルで例示しているものは工事成績等客観的に評点を付することが可能な項目であり、提出書類で容易に事実が確認できるものとなっています。また、発注者支援データベースを活用することも可能です。

経営事項審査制度等を含めた入札参加資格認定の手続きとスケジュールの一例を以下に示します。詳細は、58～62ページを参照下さい。発注者別評価点を活用した入札・契約の全体のフローについては、次頁に掲載しています。

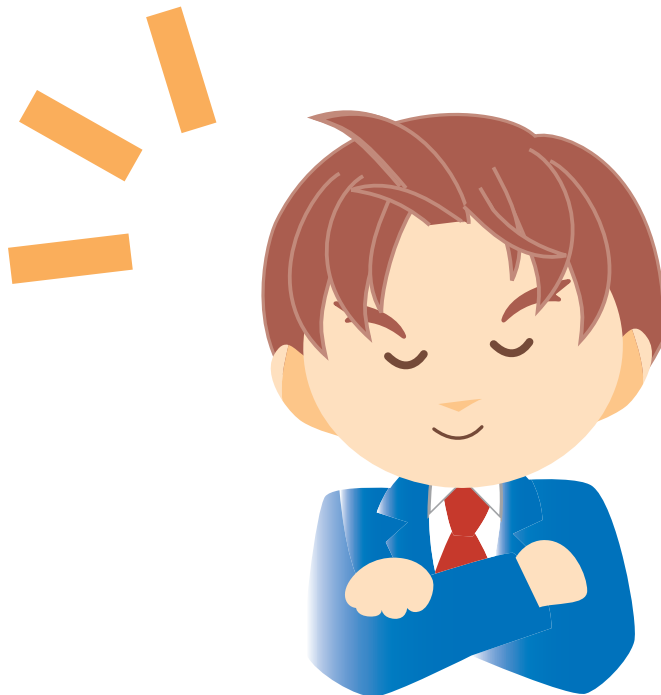
地方公共団体の入札参加認定手続き

ー 平成21・22年度入札参加資格審査申請の場合 ー

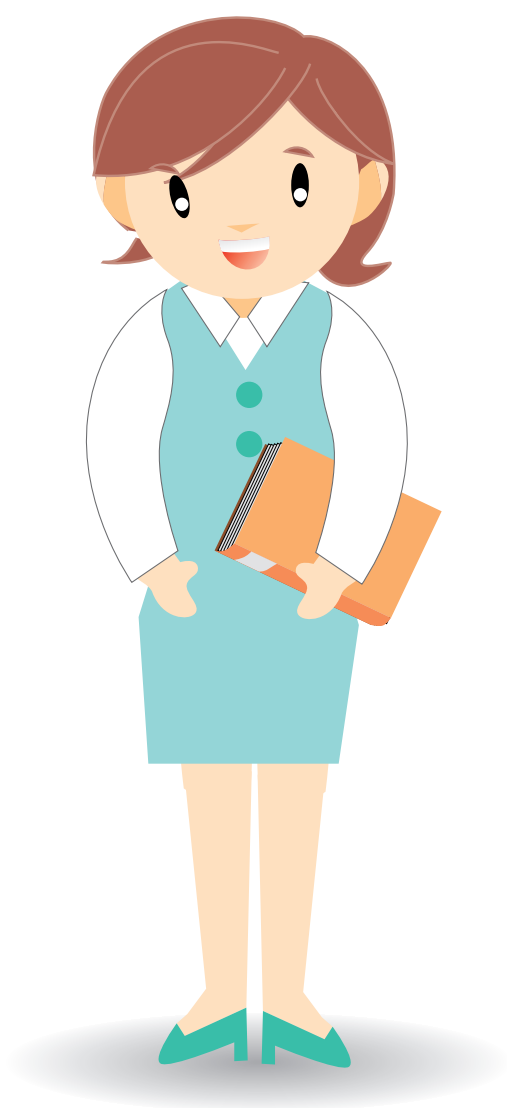




発注者別評価点を活用した入札・契約の流れ



II 各 論



発注者別評価点の導入の意義

(1) 発注者別評価点のメリットは何ですか。

(発注者にとってのメリット)

公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札等の課題が生じています。また、地方公共団体においては、入札・契約制度改革が進められており、一般競争入札の対象範囲を大幅に拡大しています。このため、「技術と経営に優れた建設業者」が工事を受注することができる市場環境を整備することがこれまで以上に必要です。

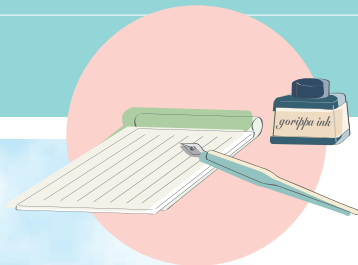
このため、地域の実情を踏まえ発注者ごとに評価する発注者別評価点（いわゆる主観点）を導入し、全国共通のものさしで評価する経営事項審査の総合評定値（客観点）と適切なバランスで企業評価を行うことにより、技術力と経営力の両面から建設業者の企業評価を的確に行うことができるようになります。

(建設業者にとってのメリット)

公共工事については、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が急増しています。

発注者別評価点の導入により、価格と品質で総合的に優れた工事、災害対応等地域への貢献が競争参加資格審査時に適切に評価され、大規模の工事に参入できるなど、技術と経営に優れた企業が伸張する環境整備が行われます。





(2) 発注者別評価点の導入が求められている経緯を教えてください。

公共工事の発注における企業評価は、地域の実情も踏まえて、発注者ごとに審査する要素も含めて行うことが望ましい姿です。しかし、特に、市区町村を中心とする小規模団体においては、発注者としての体制が不十分といった課題等から発注者別評価点（いわゆる主観点）の導入は進んでいないのが実情です。

こうした状況を踏まえ、平成19年9月の中央建設業審議会総会で承認された「経営事項審査の改正」において、「発注者、特に市町村が経営事項審査と主観的事項の審査の役割分担についての理解を深め、主観的事項に関する評価の導入や適切な評価事項の設定をすることができるよう、国土交通省において、主観的事項に関する評価のマニュアルを作成することが適当である。」とされました。

このため、国土交通省においては、平成20年4月から、学識経験者、国土交通省、総務省、地方公共団体の関係者により構成される「地方公共団体における企業評価のあり方に関する研究会」において検討を重ね、同年6月、本マニュアルを策定しました。

経営事項審査の改正（中央建設業審議会総会（平成19年9月21日））（抜粋）

五 経営事項審査の活用等

（1）主観的事項の審査の推進

経営事項審査は、公共発注者が企業評価を行う上で、客観的事項に関する評価の情報として利用するものであるが、多くの市町村においては、経営事項審査の結果のみによって競争参加資格審査が行なわれるなど、経営事項審査の結果が独り歩きしている状況も見られる。どの発注者でも同様に評価することとなる客観的事項を審査するために経営事項審査の結果を用いることは当然であるにしても、公共工事の発注における企業評価としては、地域の実情も踏まえて、各発注者が独自に審査する要素も含めて競争参加資格の審査を行うことが望ましい。しかしながら、体制の問題等から、市町村におけるこうした取り組みは進んでいないのが実情である。

こうしたことから、発注者、特に市町村が経営事項審査と主観的事項の審査の役割分担についての理解を深め、主観的事項に関する評価の導入や適切な評価項目の設定をすることができるよう、国土交通省において、主観的事項に関する評価のマニュアルを作成することが適当である。

なお、主観的事項に関する評価は、実際には基準を設けて客観性・透明性をもってなされているにも関わらず、「主観的事項」という用語が発注者の恣意性を想起させるとの指摘もあることから、主観的事項の審査ではなく、例えば、発注者別評価と呼ぶなど、国民にも理解しやすい用語を用いるべきである。

(3) 発注者別評価点は建設産業政策にどのように位置付けられますか。

新たな競争の時代においては、技術力と経営力を磨き、より良い仕事をしたことが次の仕事につながるような「良い循環」を作ることが必要です。このような考え方を基本としつつ、地方公共団体が一般競争入札の拡大等の取組を進めるに当たっては、当該地方公共団体の体制、工事の態様・規模、建設業者の特性等を総合的に勘案しつつ、企業の工事履行能力を工事成績等から適切に評価するとともに、地域社会への貢献等を資格審査等において適切に評価するような取組が必要です。

発注者別評価点（いわゆる主観点）は、経営事項審査の総合評定値（客観点）とあわせて、建設企業の経営力、技術力を評価し、技術と経営に優れた企業が伸びる環境を整備することに貢献するものです。特に、地域の実情も踏まえて、発注者ごとに審査する要素を競争参加資格審査に導入することにより、その地域の建設産業政策の方向性に沿って、価格と品質が総合的に優れた公共調達と、地域の発展に強い意欲を持つ建設業者が成長する環境整備を実現します。

このような考え方を含めた建設産業政策の全体の方向性については、国土交通省に設置された建設産業政策研究会において、平成19年6月、「建設産業政策2007」（概要は次頁参照。本文は次のURLに掲載。http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000146.html）としてとりまとめているので、発注者別評価点の設定に当たって参考にしてください。



建設産業政策2007の概要

建設産業を取り巻く変化

建設投資の急激な減少

建設投資：ピーク時 84兆円(H4年度)
⇒ 52兆円(H19年度) ▲38%

業者数：ピーク時 60万業者(H11年度末)
⇒ 52万業者(H18年度末) ▲13%

- ・依然として過剰供給構造、更なる再編・淘汰は不可避な状況
- ⇕
- ・公共投資への依存度の高い地域の建設産業は極めて厳しい状況
- ・価格競争の激化による公共工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せに対する懸念

談合廃絶への社会的要請

- ・談合、官製談合などに対する国民の厳しい批判、CSRに対する要請 ※1
 - ・改正独禁法等による制度環境の変化
 - ・「旧来のしきたりからの訣別」など業界の法令遵守徹底への取組
- ⇒ 本格的な競争の時代への突入

品質の確保に対する懸念

- ・公共事業における極端な低価格による受注の増加
 - ・構造計算書偽装問題の発生
- ⇒ 建設生産物の品質確保に対する懸念

産業としての魅力の低下、就業者の高齢化、将来の担い手不足の懸念

- ・賃金等の労働条件等の悪化、若年労働者の新規入職の減少
- ・建設業就業者の高齢化(建設業就業者の43%が50歳以上)、人口減少による建設産業の将来の担い手不足の懸念
- ・技術・技能の円滑な承継に対する懸念

「構造改革」の推進

○産業構造の転換

-再編・淘汰は不可避-

○「意識の改革」-法令遵守の徹底

○「経営の改革」

- ・「選択と集中」による技術力・施工力・経営力の強化
- ・完工高偏重から利益重視への経営転換
- ・業種・規模等に応じた経営戦略の構築
- ・最適な企業形態の選択

⇒ 公正な競争基盤の確立、再編への取組の促進、技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革

⇒ 競争を通じて技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長

○対等で透明な建設生産システムへの改革

-「脱談合」時代に対応した新しい建設生産システムの構築-

○価格と品質に優れた公共調達の実現

- ・公共工事品質確保促進法等による総合評価方式の導入・拡充

○対等で透明なシステムの再構築

- ・事前の設計協力など関係者間の不透明な関係、受発注者間・元請下請間の片務性の存在、形式的・画一的な入札契約制度の採用

↓

- ・責任関係・費用負担、マネジメントコスト等の明確化
- ・発注者の体制、工事の態様等に応じた多様な調達手段の活用

○「人づくり」の推進

-将来を担う人材の確保・育成-

- ・将来を担う優秀な人材の確保・育成
- ・技術・技能の承継に向けた各企業・団体、産業全体の取組

※1 CSR(コーポレート・ソーシャル・レスポンスイリティ)：企業の社会的責任。
具体的には、法令遵守、企業統治、情報開示など、一般に企業が社会に対して果たすべき「責任」と捉えている。

※2 VFM(バリュー・フォー・マネー)：対価に対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方

※3 CM(コンストラクション・マネジメント)・PM(プロジェクト・マネジメント)方式：発注者の代理人又は補助者として、発注者の利益を確保する立場から、①品質管理、②工程管理、③費用管理等を行う方式

～大転換期の構造改革～

今後の建設産業政策の方向性

○ 公正な競争基盤の確立 - Compliance -

- ・ルールの特明確化と法令遵守の徹底
- ・法令違反に対するペナルティの強化

- ・建設業法令遵守推進本部の設置
- ・法令遵守ガイドラインの策定
- ・談合廃絶に向けたペナルティの強化

○ 再編への取組の促進 - Challenge -

- ・企業の経営判断を阻害しない制度設計
- ・再編へのインセンティブの付与

- ・経営事項審査の見直し(企業集団評価制度の創設)
- ・技術者制度の見直しの検討
- ・産活法による企業再編のインセンティブの付与の検討

- ・海外建設市場への展開

- ・海外進出に向けたファイナンス面の強化

- ・活動領域の拡大

- ・川上・川下分野や農業等の分野への進出支援

○ 技術と経営による競争を促進するための入札契約制度の改革 - Competition -

- ・技術と経営による競争の促進
- ・地域の実情に応じた入札契約制度
- ・ダンピングの防止

- ・一般競争方式の拡大・総合評価方式の拡充、入札ボンドの導入・拡大
- ・工事の態様等に応じた発注標準等の設定、地域貢献度等の評価
- ・低価格入札対策の強化
- ・現行会計制度の課題(予定価格制度等)の検討

○ 対等で透明性の高い建設生産システムの構築 - Collaboration -

- ・多様な調達手段の活用
- ・適切な受発注者間・元請下請間の関係の構築

- ・設計施工一括方式等の活用
- ・CM・PM方式^{※3}、三者協議の活用
- ・建設コンサルタント等の能力の適切な評価
- ・建設生産システム合理化推進協議会の拡充、施工体制事前提出方式の検討

○ ものづくり産業を支える「人づくり」 - Career Development -

- ・優秀な技術者・技能者の評価、処遇の改善
- ・技術・技能の向上・承継

- ・基幹技能者の評価(経営事項審査の見直し)
- ・専門高校と地域業界の連携による将来の人材育成強化策の検討

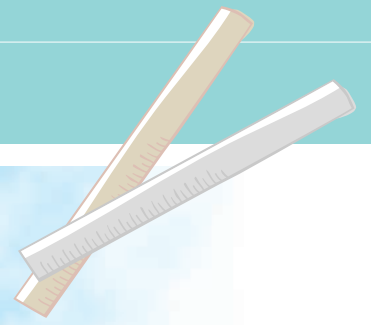
技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備

エンドユーザーに対するVFM^{※2}の実現

魅力ある産業への転換

「国民の信頼の回復」・「建設産業の活力の回復」の実現、我が国経済社会・地域コミュニティ、国際社会への貢献

Ⅰ 発注者別評価点の導入の意義



(4) 地方公共団体における発注者別評価点の導入状況を教えてください。

ほとんどの都道府県や政令指定都市においては、有資格者名簿の作成に発注者別評価点（いわゆる主観点）を利用していますが、市区町村における利用は4割程度に留まっており、発注者別評価点の早期の導入が求められます（入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果（平成19年9月実施））。

地方公共団体における発注者別評価点の導入状況

		1	2	3	小計 (1～3)	4	5	6
		有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点数を利用している	他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点数を加えている	有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点数のみを利用している	発注者別評価点数を利用している	有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している	有資格者名簿を自ら作成しておらず、他発注機関の名簿も利用していない	有資格者名簿を作成するにあたって、得点による順位付け及びランク付けを自ら行っていない(他発注機関の有資格者名簿を利用している場合も含む)
国		6	0	0	6	11	0	1
		33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	61.1%	0.0%	5.6%
特殊法人等		12	0	0	12	11	1	105
		9.3%	0.0%	0.0%	9.3%	8.5%	0.8%	81.4%
地方公共団体	都道府県	47	0	0	47	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	15	0	0	15	2	0	0
		88.2%	0.0%	0.0%	88.2%	11.8%	0.0%	0.0%
	市区町村 (人口5万人以上)	296	6	2	304	206	0	32
		54.6%	1.1%	0.4%	56.1%	38.0%	0.0%	5.9%
	市区町村 (人口5万人未満)	378	27	21	426	511	107	224
		29.8%	2.1%	1.7%	33.6%	40.3%	8.4%	17.7%
小計		736	33	23	792	719	107	256
		39.3%	1.8%	1.2%	42.3%	38.4%	5.7%	13.7%
計		754	33	23	810	741	108	362
		37.3%	1.6%	1.1%	40.0%	36.7%	5.3%	17.9%

※上記の表は、端数処理のため、100%にならない場合がある。

2 発注者別評価点とは

(1) 発注者別評価点とは何ですか。

公共工事の発注における企業評価の基準は、経営事項審査の総合評定値（客観点）と発注者別評価点（いわゆる主観点）に分けられます。発注者別評価点は、地域の実情を踏まえ、発注者ごとに評価する事項についての評点です。

発注者別評価点と建設業法の規定により公共工事を受注しようとする建設業者に義務付けられた経営に関する客観的事項に関する経営事項審査の総合評定値（客観点）とあわせて総合点を算定し、競争参加資格の審査を行います。

なお、これまで発注者別評価点は主観点と呼ばれていました。しかし、主観点という呼称は、主観的事項の審査に発注者の恣意性が入り込んでいるという誤解を生じさせるとの指摘もあります。主観的事項の審査は、厳格な基準を設けて客観的に透明性をもって実施されているものです。

したがって、こうした誤解を受けることのないよう、経営事項審査に対応する用語として発注者別評価、経営事項審査の総合評定値（客観点）に対応する用語として発注者別評価点（発注者点）と呼称を統一し、その活用を推進することとしました。





(2) 入札契約制度の体系において発注者別評価点はどのように位置付けられますか。

建設業者が公共工事を受注するためには、建設業の許可を有し、かつ経営事項審査を受けていることが最低限必要です。建設業の許可は、建設業者として最低限求められる財政力、技術力を確認する役割、経営事項審査は、公共工事を受注しようとする建設業者の経営に関する客観的事項について審査する役割を有します。

発注者別評価点（いわゆる主観点）は、経営事項審査の総合評定値（客観点）とあわせて、グルーピングされた市場（発注標準）に適合する企業を仕分ける（格付）役割を有しています。特に、公共工事の地域ごとの多様性に対応するために、地域の実情を踏まえた発注者ごとの評価を競争参加資格審査に反映させることが重要な機能です。

【入札契約制度における位置づけ】

①建設業許可

建設業者として最低限求められる財政力、技術力の確認。

②経営事項審査

公共工事を受注しようとする建設業者の経営に関する客観的事項に関する審査。

③競争参加資格審査（発注者ごと）

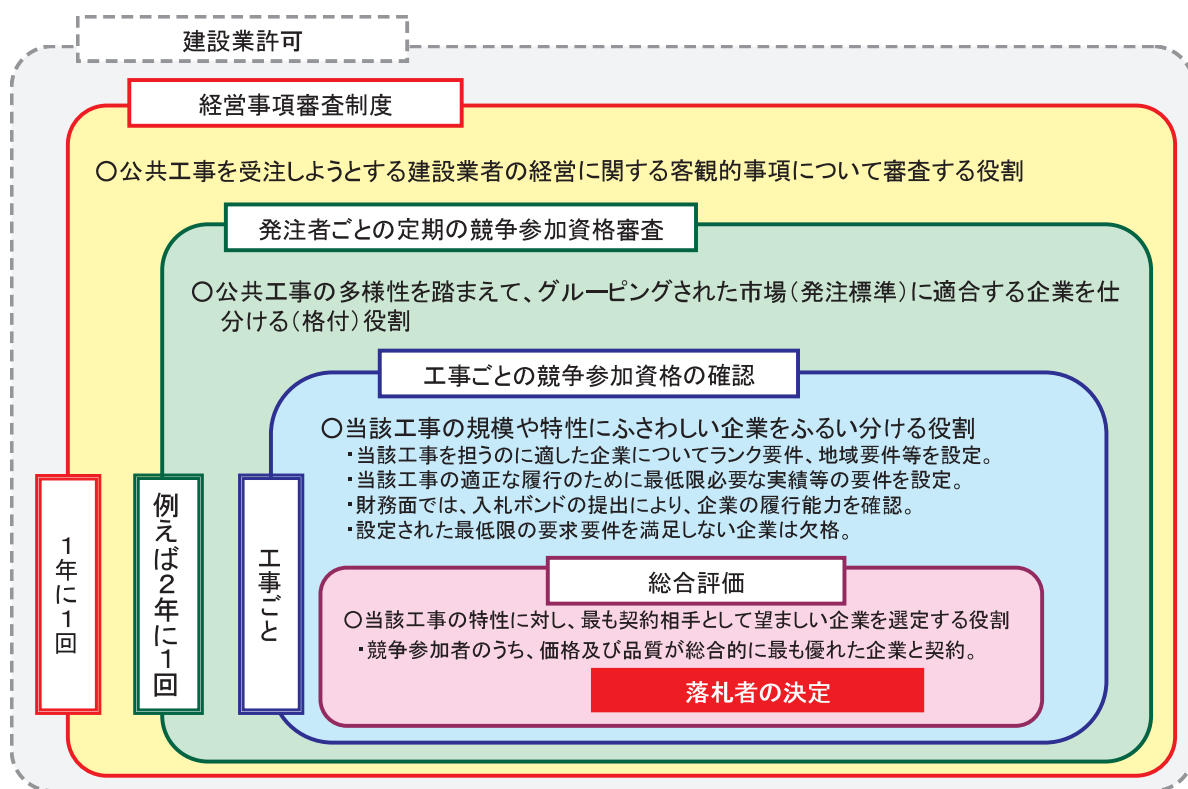
公共工事の多様性を踏まえて、客観点及び発注者別評価点により発注標準（規模、工種などにより市場をグルーピングしたもの。）に適合する企業を仕分ける（格付）。

④入札参加資格確認（工事ごと）

特定の工事を施工するのにふさわしい企業を選定するための格付（ランク）、実績等の要件。また、入札参加者の財務的履行能力を確認するため、入札ボンドの提出等もなされている。

⑤総合評価方式

特定の工事について、競争参加者に技術提案等を求めること等により、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現。



各段階における審査・評価の役割



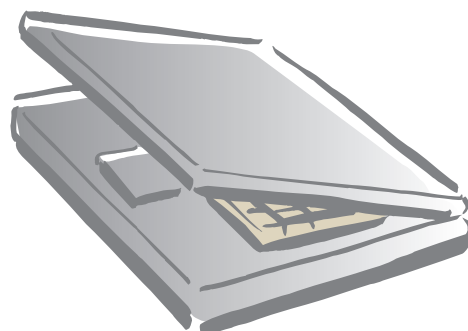
(3) 経営事項審査による評価点とは何が変わるのですか。

経営事項審査は、建設業法に基づき、公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準により評価する制度です。発注者別評価点は、地域の実情を踏まえ、発注者が管轄する地域の工事成績や地域貢献などを発注者ごとに審査する制度です。

具体的な評価項目で説明すると次のようになります。

- ① 財務状況については、経営事項審査が主にカバーします。
- ② 工事成績については、経営事項審査が全国における完成工事高等の共通の基準により量的な評価を行っていますが、発注者別評価点は、工事成績のような経営事項審査ではカバーできない質的な評価を行うことが期待されています。
- ③ 社会性については、経営事項審査でも防災活動への貢献等一部について評価を行いますが、発注者別評価点においては、地域貢献等、各発注者の施策ニーズに応じて多様な事項をよりきめ細かく評価することが期待されています。

平成20年度から施行された新しい経営事項審査においては、完工高（X1）のウエイトを引き下げ、技術力（Z）のウエイトを引き上げた上で、労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げるなどの大幅な改正が行われています。多くの発注機関では、平成21年度以降の競争参加資格審査において、新制度に基づく経営事項審査の総合評定値（客観点）を利用することになりますので、新制度を踏まえ、発注者別評価点の適切な導入・見直しが求められます。



経営事項審査と発注者別評価項目との対比

経営事項審査の評価項目及び評点			
	ウェイト	評点幅	評価項目
X 1	0.25	2,268点 ～ 390点	・ 完成工事高（業種別）
X 2	0.15	2,280点 ～ 454点	・ 自己資本額（＝純資産額） ・ 利払前税引前償却前利益 ＝営業利益＋減価償却費
Y	0.2	1,595点 ～ 0点	・ 純支払利息比率 ・ 負債回転期間 ・ 売上高経常利益率 ・ 総資本売上総利益率 ・ 自己資本対固定資産比率 ・ 自己資本比率 ・ 営業キャッシュフロー（絶対額） ・ 利益剰余金（絶対額）
Z	0.25	2,366点 ～ 450点	・ 技術職員数（業種別） ・ 元請完工高（業種別）
W	0.15	1,750点 ～ 0点	・ 労働福祉の状況 ・ 建設業の営業年数 ・ 防災活動への貢献の状況 ・ 法令遵守の状況 ・ 建設業の経理に関する状況 ・ 研究開発の状況
		2082点 ～ 278点	

発注者別評価点の評価項目（主要事例）	
①-1 工事実績	ア) 工事成績点の平均点に基づき算定するもの 例) 直近4年度における県発注の工事成績点の平均点に基づき算定 イ) 工事成績点に工事件数や工事完成高を加味したものに基づき算定するもの 例) 過去4年における1件100万円を超える工事の施工実績に基づき算定 工事成績の平均点が一定以上の場合には点数を加算 ウ) 工事成績点の平均点に基づき算定した上で優良工事の成果を加味するもの 例) 過去3年間の県発注工事成績の平均点に基づき算定 過去3年間の工事成績の件数、平均点、最低点が一定以上の場合には点数を加算 エ) 他発注機関の工事成績を活用するもの 例) 市町村において、過去2年間に完成検査を行った県工事に係る成績評点の点数の平均値に基づき算定
①-2 工事実績	例) 過去5年間に完成させた自発注工事の年間の最高実績金額を点数化したものを加算
② 技術力	ア) 技術者数 イ) 表彰受賞者（建設マスター等）を技術者として採用 ウ) 過去におけるVE提案の採用
③ 安全対策	ア) 建設業労働災害防止協会への加入 イ) COHSMS・OHSASの認証取得 ウ) 安全に関する研修
④ その他工事の内容に関連がある項目	ア) 表彰（優良工事表彰、優良業者表彰等） イ) ISO9001 ウ) 建設重機保有 エ) CPDS等研修の実施
⑤ 社会貢献	ア) 災害発生時の緊急対応への協力 イ) 除雪関係作業 ウ) 河川や道路清掃等ボランティア活動 エ) 県産品の使用
⑥ 不正行為排除	ア) 指名停止等公共工事発注者による処分 イ) 建設業法や労働基準法等の法令違反 ウ) 税の滞納等
⑦ 建設産業政策推進	ア) 新分野進出 イ) 企業連携（合併、営業譲渡、協業組合設立、経営JV等）
⑧ その他の政策推進	ア) 雇用対策（新卒者、障害者、女性雇用、通年雇用、子育て支援等） イ) 環境対策（ISO14001、エコアクション21等）

← 重複している項目
← 一部重複している項目

2 発注者別評価点とは





(4) 今回の経営事項審査の改正理由、趣旨について教えてください。

公共工事の発注における企業評価の物差しである経営事項審査の評価項目や基準については、社会経済情勢が変化する中でも評価の適正を欠かないよう、また、企業行動を歪めることがないよう、適宜の見直しが必要です。また、経営事項審査が適切に機能するためには、審査の公正を確保するとともに、その適切な利用を図ることが必要となります。

このため、次のような観点から経営事項審査の改正について検討を加え、経営事項審査が公共工事の企業評価の物差しとして、公正かつ実態に即した評価基準となるよう、また、生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押しするものとなるよう見直しすることとしたものです。

- ① 現行の経営事項審査における評価の現状、建設業の経営環境や企業評価に関する考え方の変化、入札制度改革の進展等を踏まえ、経営事項審査が企業努力を適切に評価し、企業経営の実態を的確に反映したものとなるよう、評価項目及び基準を見直すこと。
- ② 公共工事の発注の公正を確保するため、虚偽申請を徹底して排除すること。
- ③ 企業経営の効率化を図るために企業が行う企業形態の多様化等の努力を経営事項審査が阻害しないようにすること。
- ④ 公共工事の発注者が競争参加資格審査や入札参加資格審査等の場面で経営事項審査を適切に利用できるようにすること。

改正の目的

○公共工事の企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に即した評価基準の確立

○生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し

(1) 評価項目及び基準の見直し

完工高、利益、資本ストックをバランス良く加味した規模評価 (X1、X2)

- ・完工高(X1)のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2000億円から1000億円に引き下げ
- ・X2の指標として、利益額(EBITDA)、自己資本額を評価

企業実態を的確に反映した経営状況評価(Y)

- ・負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる8指標による新たな評価体系
- ・企業実態に即した評点分布となるよう(例:小規模企業において高すぎる評点がないようにする。)評点分布を見直し

よりの確な技術力評価(Z)

- ・元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請けの完工高を評価
- ・技術力(Z)のウエイトを引き上げ
- ・登録基幹技能者講習(省令で規定)を修了した基幹技能者を優遇評価
- ・1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを2業種までに制限
- ・技術職員数における激変緩和措置を廃止

社会的責任の果たし方によって差のつく評価(W)

- ・労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ
- ・法令遵守状況を評価対象に追加
- ・会計監査人の設置等、経理の信頼性向上の取組みを評価

(2) 虚偽申請防止の徹底

虚偽申請を行いにくい制度設計

- ・経理の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価

虚偽申請に対するペナルティ強化

- ・虚偽申請を行った場合の営業停止期間を15日から30日に拡大

(3) 企業形態の多様化への的確な対応

経営状況の連結評価

- ・会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社は、経営状況を連結決算で評価

新たな企業集団評価制度の創設

- ・一定の企業集団に属する連結子会社は経営状況を、連結財務諸表により評価。その他の評価項目は、子会社の実際の数値で評価

(4) その他

経営事項審査の活用

- ・競争参加資格審査を経営事項審査の結果のみによって行わないよう、地方自治体が主観的事項の審査を導入するためのマニュアルを作成

申請負担の軽減

- ・経営事項審査のための提出書類の見直し

(5) 施行日

- ・平成20年4月1日より施行

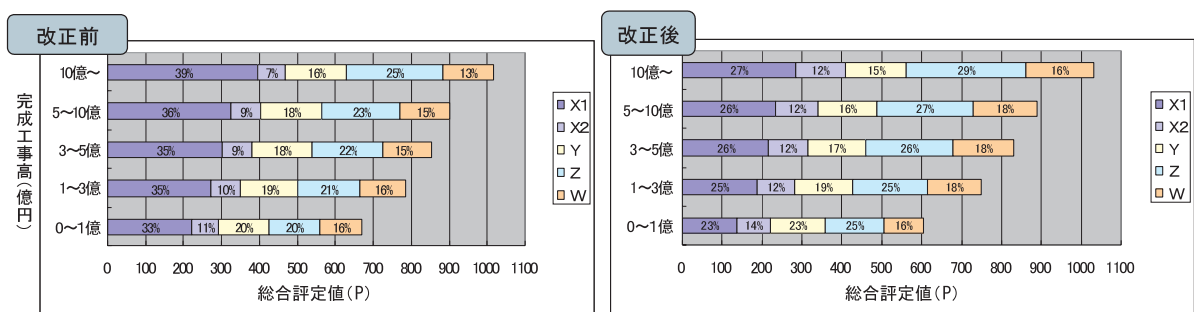
経営事項審査の改正のポイント

(5) 今回の経営事項審査の改正が中小建設業者の評価にどのような変化をもたらすのですか。

今回の改正では、完工高（X1）のウエイトの引き下げ、技術力（Z）のウエイトの引き上げ、その他審査項目（W）の評点幅の引き上げ等の改正が行われました。従来の発注者別評価点と新たな経営事項審査の総合評定値（P）を合算した総合点による評価結果は、従来とは異なった結果となることも予想されるため、新たな経営事項審査の結果を踏まえ、発注者別評価点の適切な見直しを行うことが必要です。

また、経営事項審査における各評価項目の実質ウエイトを平均点ベースで試算すると、小規模企業層における完工高の評点テーブルの見直しに伴い、規模が小さい企業ほどP点が低下する傾向にあります。全体では、X1のウエイトが全体的に低下し、他の評価項目のウエイトがそれぞれ増加しており、これらを踏まえて発注標準及びランクの設定に当たって考慮が必要となります。

建設業者の95%以上を占める完工高10億円未満の中小企業を対象として、新旧制度における評点の散らばりを標準偏差¹として試算したところ、改正後においては、X2、Yの標準偏差が縮小する一方でWの標準偏差が拡大しており、Wの評点によって差がつきやすくなっています。

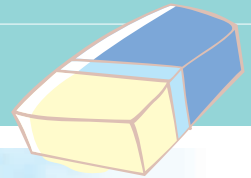


新旧経審における各評価項目の実質ウエイト（平均点）

新旧経審における各評価項目の散らばり（標準偏差）

	X1	X2	Y	Z	W
新制度	38.1(2.2)	13.2(-7.3)	39.8(-17.0)	35.1(7.2)	55.5(36.5)
旧制度	35.9	20.5	56.8	27.9	19.0

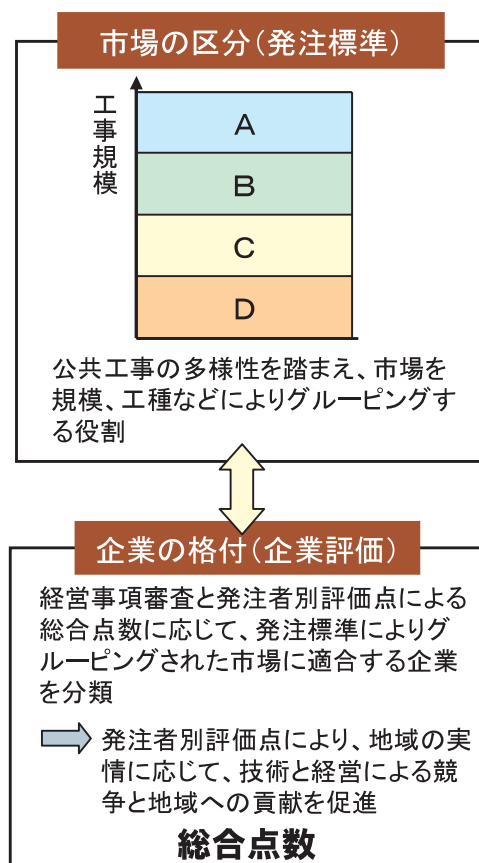
1 標準偏差が大きい項目ほど評点の散らばりが大きく、類似規模の企業と比較してP点で差がつきやすくなります。



(6) 発注標準と発注者別評価点の関係について教えてください。

発注標準については、平成19年3月の中央建設業審議会ワーキング・グループ第二次中間とりまとめにおいても、一般競争入札の対象範囲を大幅に拡大することに併せ、工事の態様・規模に対応し、同様の特性（経営規模、施工能力、技術等）を持った企業間での競争が促進されるよう適切な環境整備を図っていく必要があるとされています。このため、従来の発注標準、入札参加条件を地域の実情に即して見直し、工事の規模、態様や建設業者の特性に対応して適切に設定するよう努める必要があります。

このような考え方にに基づき設定された発注標準に対して、工事実績・成績、地域貢献等の実施状況により、個別企業をグルーピングされた市場に適合する企業を仕分ける役割（格付）を発注者別評価点は有しています。このため、発注者別評価点の評価項目は、発注標準を踏まえ、公共工事の適正な履行を確保できるよう適切に設定する必要があります。



発注標準と企業評価の関係

3 発注者別評価点の設定方法

(1) これから発注者別評価点を導入したいと思いますが、どのような準備が必要ですか。

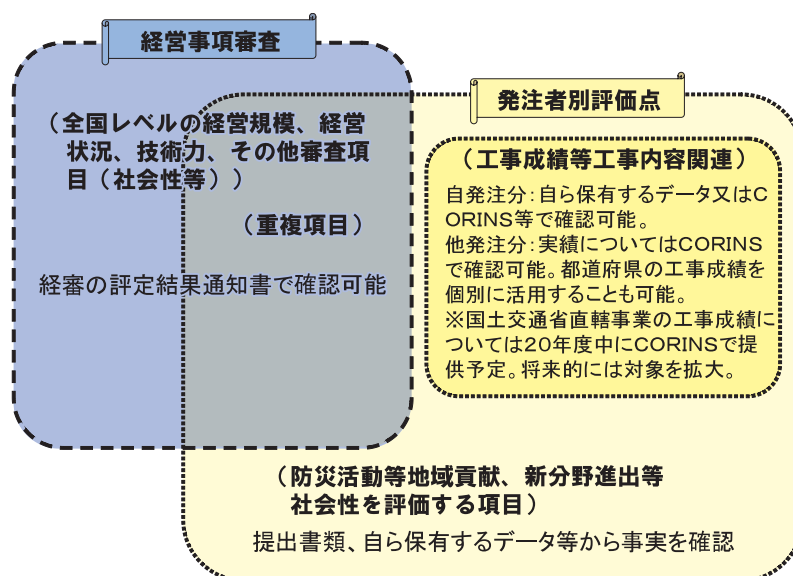
評価項目として設定しようとする事項についての情報の収集・把握に努めて下さい。

評価項目の中で重要な位置づけを有する工事成績については、建設業者の適切かつ確実な施工の可否を判断する上で重要な企業情報であると考えられることから、国土交通省の各地方整備局作成の小規模工事成績評定要領を参考として、実施するように努めて下さい。(44ページ参照)

なお、市区町村における工事成績評定の実施率が約69%（平成19年9月1日現在）であるという状況にかんがみ、自ら工事成績評定を行うまでの経過的な措置として他発注機関（都道府県等）の工事成績を活用することも可能です。また、小規模な地方公共団体において、その地方公共団体の競争参加資格者と他発注機関の競争参加資格者との重複が少ない場合は、当分の間の措置として工事実績を活用するといった対応も考えられます。

企業や技術者の施工実績については、財団法人日本建設情報センター（JACIC）及び財団法人建設業技術者センター（CE財団）が運営している発注者支援データベースの活用を図ることにより、所要の情報を得ることができます。自ら発注する工事の情報を発注者支援データベースに登録することにより、データの活用が一層容易になります。また、経営事項審査と重複する評価項目を設定する場合は、経営事項審査の結果を活用して、発注者別評価点の審査を簡易に実施することができます。

また、工事成績については、平成20年12月より工事成績等を発注者によってCORINSに登録することが可能となります。発注者間で工事成績の共有が進むことにより、他発注分の工事成績も加味した発注者ごとの企業評価が将来的に期待されます。また、これと並行して工事成績評定の基準が標準化されていた場合、経営事項審査の技術力（Z）評価の項目として採用されることが将来的に考えられます。



発注者別評価点の審査における他機関データの活用



(2) 発注者別評価点の導入はどのような手順で進めるのですか。

発注者別評価点については、各地方公共団体において発注する工事の態様・規模、当該地方公共団体における建設産業政策等の地域の実情や発注標準を踏まえ、以下の手順により、導入を進めることが適切です。

- ① 29ページ以降の説明を参考として、発注者別評価点に関する制度設計（対象工種、対象業者、発注者別評価点と客観点のウエイト、評価項目等）を行います。
- ② 86ページ以降のひな形を参考として、各市区町村の建設工事入札参加資格審査要綱等を改正します。入札審査委員会等の内部組織、入札監視委員会等の第三者機関、議会等への報告も必要に応じて実施して下さい。
- ③ 入札参加資格決定の基本的ルールを定めることとなりますので、建設業者向けの分かりやすい手引きを作成し、HPにおける公表、説明会の実施等周知徹底に努める必要があります。



A 対象工種及び対象業者の決定

(3) 発注者別評価点はどのような工種、どのような規模の工事に導入すればよいですか。

企業規模等同様の特性を持った企業間での競争促進、地域の実情に即した公共調達という発注者別評価点の趣旨を踏まえ、導入対象の工種や導入対象工種ごとの規模を決定することが求められます。

導入対象とする工種については、発注件数・金額が多いものについては発注者別評価点の導入による適切な評価の実施が望まれますが、発注件数・金額が少ないため管内業者が存在しない工種、小規模工事のみの工種、定型的な維持・管理的な工事を専ら行う工種については、発注者別評価点を導入せず、経営事項審査のみにより企業評価を行うことも考えられます。また、工種の区分についても、建設業法において規定する28業種の区分にこだわる必要はなく、当該地方公共団体において発注する工事の規模・態様に応じて適切に設定して下さい。管内業者と管外業者が混在するランクが存在する発注標準を設定しており、当該ランクに発注者別評価点を活用する場合には、履行能力の確保、地域貢献の評価、公平性の確保等の観点から、管外業者の取扱いについて十分な検討が必要です。

発注者別評価点を導入する工種においては、経営事項審査の総合評定値と発注者別評価点の合計点により格付するランク（工事規模）を適切に設定することが求められます。具体的には、地域要件等により管内業者間の競争が期待される中位・下位ランクについては発注者別評価点を活用した企業評価が望まれます。一方、管外業者を中心とした競争を行う上位ランクについては経営事項審査のみによる企業評価又は入札参加条件の設定を行うことが考えられます。





B 評価項目及び評価点の設定（総論）

（4） 履行能力が高く、地域に貢献する優良業者を適切に評価するにはどのように評価項目・評価点を設定するのが望ましいですか。

建設業者に対し地域住民が期待する事項、建設業者の技術力・経営力、建設産業政策における課題等公共調達の企業評価において考慮すべき内容は地域によって異なります。したがって、評価項目や評価点の設定は、地域の実情を踏まえ、発注者ごとに行うことができます。

一般的には、次のような工事の内容に関連する評価項目と地域貢献等社会性を評価する評価項目があります。工事内容に関する評価項目を基本としつつ、各地方公共団体の政策ニーズに応じて地域貢献等社会性を評価する項目を盛り込むことが適当です。一般的に想定される評価項目については一覧表（次頁参照）にまとめていますので、参考として下さい。また、平成20年度より経営事項審査の大幅な改正が行われていますので、評価項目の設定、これらの見直しに当たっては、新制度を考慮する必要があります。

【工事の内容に関する評価項目】

- ①工事成績
- ②技術力
- ③安全対策
- ④その他（表彰、ISO9001等）

【社会性を評価する評価項目】

- ⑤防災協定の締結状況や建設重機保有による災害対応等の社会貢献
- ⑥指名停止、行政処分等不正行為
- ⑦新分野進出、企業連携等建設産業政策推進
- ⑧その他の施策推進（雇用対策、環境対策、ISO14001）

発注者別評価点の評価項目例 一覧表 (1/3)

※□導入すべき項目例 □導入が望ましい項目例 □必要に応じて導入する項目例 □評価項目として必須ではない項目例

発注者別評価点の評価項目			具体的内容	主な採用自治体		
工事の内容に関する評価項目	工事成績等	工事成績等	工事施工成績評定の平均値	全国		
			成績不良による努力要請(1年に2回以上要請を受け、直近2年度に指名を控えられた者)	秋田県		
			工事成績平均点並びに年間建工事完成高を評価した点数	千葉県、静岡県他		
		工事実績	公共工事元請完成工事高	高知県、大分県他		
			年間平均完成工事高	愛媛県、高知県他		
			県評定工事の施工件数と請負金額による審査点	長崎県		
	技術力	技術者の保有状況	技術者の保有状況(経審Z評点における技術者の数	秋田県		
			直近の経審基準日の技術職員数	山口県		
			技能士等の雇用 1級(1種)、2級(2種)	佐賀県		
			建設機械運転技術者(免許取得者・技能講習修了者)の雇用	京都府		
			建設工事の施工技術に関する研修を受講した有資格技術者及びその他実務従事者	鳥取県		
			舗装施工監理技術者	岡山県		
			民間資格取得者の雇用	長野県		
			優良建設工事表彰等	建設マスターの所属する建設会社	静岡県	
			優秀施工者(建設マスター)国土交通大臣顕彰受賞者を雇用	神奈川県		
			技能マイスターの所属する建設会社	静岡県		
		優良工事表彰	福島県、栃木県、群馬県他			
		VE提案・総合評価等	監督員の「高度技術」のVE方式に係る成績評定の数値	山形県		
			VE提案が採用された場合	石川県		
			契約後VE制度提案採用件数	三重県		
			総合評価方式(標準型)の加算点の数値	山形県		
			特許権、実用新案権の取得	高知県		
			CPDS、CPD等	土木施工管理CPDS学習単位数又は建築CPD学習時間数の合計	広島県、山口県、長崎県他	
		千葉県建設業協会に加入し研修を受講		千葉県		
		県が実施した経営者研修会、建設技術者講習会、建築関係技術者研修会に参加		鹿児島県、沖縄県		
		(財)県建設技術センター主催の研修会受講		岡山県、熊本県他		
		建設業の経営に関する研修を受講した有資格の経営幹部		鳥取県		
		しまね・ハツ・建設ブランドにおける新技術登録で、一種登録を行った場合		島根県		
		安全対策		安全関係団体加入	建設業労働安全防止協会への加入	青森県
					建設業労働災害防止協会加入	茨城県
	COHSMS、OHSAS		COHSMS評価証又はOHSAS18001の取得	青森県、長野県他		
	表彰受賞		建設工事事故防止対策推進大会における優良現場代理人表彰受賞	宮城県		
			安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰	愛媛県		
			全国建設業労働災害防止大会で表彰を受賞	宮城県		
	その他	建設業労働災害防止協会等が実施する技能講習・安全講習のうち県が指定したもの	岡山県			
		労働安全衛生法関係資格者数	和歌山県			
その他		ISO9001の認証取得	全国			
		機械保有台数とオペレーターの組合せによる施工体制	岡山県			
		経営状況分析の結果に係る数値1,000以上	福井県			
		下請発注比率 50%以下～96%以上の場合に減点	福島県			

発注者別評価点の評価項目例 一覧表（2/3）

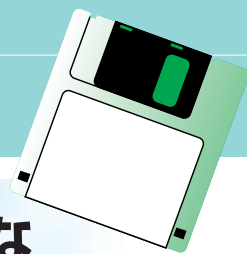
※□導入すべき項目例 □導入が望ましい項目例 □必要に応じて導入する項目例 □評価項目として必須ではない項目例

発注者別評価点の評価項目			具体的内容	主な採用自治体
社会性を評価する評価項目	建設業に関係する事項	社会貢献	災害発生時の活動実績	災害発生時に援助・救援、公共施設の清掃活動等の奉仕活動、その他地域貢献活動を行った者 北海道
			県管理施設への緊急出動又は防災パトロール	鹿児島県
			防災活動実績	茨城県、福井県他
			防災協定の締結	県と締結した「災害時等における応急対策工事に関する細目協定」による協力者 石川県
			災害時対応重機の所有し、運転資格者を常勤で雇用し、災害時等において、県に協力を確約するもの。 「バックホウ+ダンプトラック」又は「トラクター+ヘルメット+ダンプトラック」を所有	和歌山県
			防災活動協定の締結	茨城県、福井県他
			市と災害協定を締結している団体に加入している者	神戸市
			その他防災貢献	災害対応貢献、府から表彰・感謝状を授与 京都府
			除雪関係作業	県又は県内市町村と除雪又は凍結防止剤散布業務の契約を締結 富山県、長野県他
			建設重機の保有	財務諸表の「機械・運搬具」「工具器具・備品」の帳簿価格が1000万円以上 神奈川県、京都府他
			営業所の所在地	市内に本店を置いてからの営業年数 明石市
			雇用	建設業者が雇用する常勤職員数 青森県
				建設業に従事する職員数 奈良県
			その他	県発注工事で県産品（木材やコンクリート2次製品）使用した場合 高知県
				建設業協会に加入している者 千葉県、沖縄県
		不正行為等	指名停止	指名停止を受けた者に減点 全国
			建設業法に関する事項	指示処分あるいは営業停止処分を受けた者に減点 宮城県、山形県他
			安全に関する事項	労基法、安衛法、じん肺法等違反した者に減点 山形県
				安全管理措置不適切による指名停止を受けた者に減点 福井県
			税に関する事項	県税、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税のいずれかについて滞納した者に減点 新潟県
				所得税、法人税及び消費税の確定申告を行っていない者に減点 奈良県
				債権差し押さえを受けた者又は債権譲渡を行った者に減点 奈良県
		コンプライアンス	その他	建退共に係る掛金収納書不提示の者に減点 山形県
				会社更生法に基づく更生手続開始決定業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定業者に減点 広島市
				独占禁止法の遵守体制の整備 和歌山県
		建設産業政策		暴力団等排除への取組 和歌山県
				（財）和歌山県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した場合 和歌山県
			新分野進出	日本標準産業分類の小分類を異にする事業へ進出した者 北海道
				新分野事業への進出に要する経費として300万円以上の支出を行ったこと若しくは国・県等の各種制度による事業認定、補助金交付決定または公的融資を受けたこと 青森県
				新分野への進出のために500万円以上を支出し、かつ会社を設立 山形県
				「地域における中小企業建設業の新分野進出／経営統合等促進モデル構築支援事業」のモデル事業として採択された場合 茨城県
				新分野進出優良建設業者表彰 北海道、山形県他
		企業連携		経常共同企業体による申請 岩手県
				合併企業による申請 岩手県
				協業組合設立 茨城県

発注者別評価点の評価項目例 一覧表 (3/3)

※ ☐ 導入すべき項目例 ☐ 導入が望ましい項目例 ☐ 必要に応じて導入する項目例 ☐ 評価項目として必須ではない項目例

発注者別評価点の評価項目		具体的内容	主な採用自治体
社会性を評価する評価項目	一般的な事項	雇用・労働	県内高校、大学、高専又は短大を卒業した者を、卒業後1ヶ月以内に採用
			青森県
			工業高校生に対する就業体験事業への協力
			兵庫県
			65歳までの定年引上げ、継続雇用制度又は定年の定め廃止を就業規則に規定
			滋賀県
			男女共同参画職場づくり事業を実施
			秋田県
			主任技術者となりうる女性技術者の社員雇用
			長野県
		福祉	法定雇用障害者数以上
			福島県、滋賀県他
			法定雇用義務がなくても雇用
			福島県、茨城県他
		環境対策	障害者雇用優良事業所表彰
			愛媛県
			「季節労働者通年雇用化申告制度」に基づき申告
			北海道
			建設業退職金共済制度履行状況
		その他	沖縄県
			厚生年金基金加入
			徳島県
			子育て支援事業で一般事業主行動計画を策定、育児休業制度を規定、子育て応援事業の登録証交付等
			山形県、福岡県他
		環境対策	ISO14001の認証取得
			全国
			いわて地球環境にやさしい事業所の認定
			岩手県
			エコアクション21届出
			神奈川県、滋賀県他
		その他	自然工法管理士又はグリーンドクター(樹木医を含む)の雇用
			岐阜県
			鳥取県版環境管理システム規格(I種)の認証取得有資格者
			鳥取県
			ハートフルロードしまね、及び河川若しくは海岸愛護団体に法人として6ヶ月以上登録し、活動の実績
			島根県
		その他	道路清掃等のボランティア活動参加、河川、海岸等における環境保全活動、交通安全運動への参加協力、文化事業の主催その他地域貢献活動と認められるもの
			岩手県



(5) 初めて発注者別評価点を導入するので簡易なものにしたいのですが、最低限どのような評価項目を設定すべきですか。

発注者別評価点を導入するに当たっては、技術力と経営力による競争の促進等の導入目的を踏まえ、工事の内容に関連がある評価項目を最低限導入することが必要です。具体的には、工事实績評価を実施している地方公共団体においては、工事に関する質的な評価を行う項目として、工事成績を盛り込むことが望ましいと思われます。なお、市区町村における工事成績評価の実施率が約69%（平成19年9月1日現在）であるという状況にかんがみ、自ら工事成績評価を行うまでの経過的な措置として他発注機関（都道府県等）の工事成績を活用することも可能です。小規模な地方公共団体において、その地方公共団体の競争参加資格者と他発注機関の競争参加資格者との重複が少ない場合は、当分の間の措置として工事实績を活用するといった対応も考えられます。

また、社会性を評価する項目については必須項目ではありませんが、地域の実情に応じて、防災協定の締結等社会貢献に関する項目等を必要に応じて設定することが考えられます。



(6) 発注者別評価点と経営事項審査による評点との割合はどのように設定するのが適当ですか。

発注者別評価点と経営事項審査の総合評定値（客観点）の割合は、各発注者において設定された発注標準に対して、地域の建設業者が的確なグルーピングが行われるよう、地域の実情に応じて適切に定められることが必要です。既に発注者別評価点を導入している都道府県の事例を見ると、総合点に占める発注者別評価点の割合については、10%以下のものから50%以下のものまで幅があります。

このため、各発注者においては、発注者別評価点の設定に当たり、設定しようとするウエイトについて検証を適切に実施し、発注標準に的確な格付が行われているかを確認してみてください。次頁に簡易な検証を例示しており、この結果に基づき、ウエイトの設定の考え方を説明します。

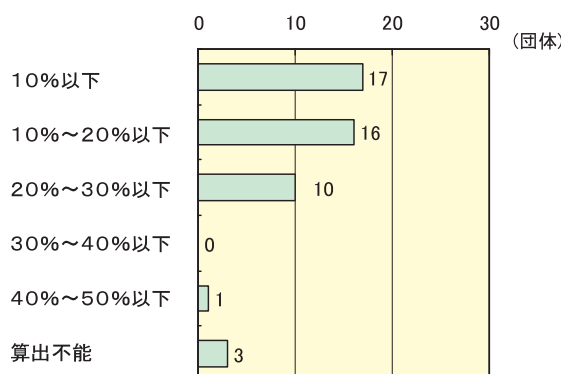
この発注者において、経営事項審査と発注者別評価点のウエイトを10：1に設定したケース1においては、発注者別評価点によるランク変動が殆ど発生していないため、発注者別評価点が十分な効果を発揮していないと考えられます。ウエイトを1：1に設定したケース2においては、経営規模に比して、過度に大規模の工事を受注できるランクに分類されている企業が見られるため、ウエイトが過大な可能性があります。一方、ウエイトを10：3に設定したケース3においては、ケース1及びケース2のような問題が見られないことから、妥当なウエイト設定と考えられます。また、ケース2の問題を解決する方法としては、直下ランクにおける在籍年数の要件を課すことにより、段階的な上位ランク参入を促進することも考えられます。

これはあくまでも、特定の団体の有資格者データを活用した検証結果であり、発注者により、建設業者数、規模・技術力、発注標準、発注件数・金額等が異なることから、各発注者によって実施される検証結果を踏まえ、地域の実情に応じて、適切にウエイトを設定することが必要です。また、各評価項目の分布の散らばりが大きくなると、他の項目や経営事項審査による評点に対する当該項目の実質的なウエイトが高まることにも配慮して下さい。

平成20年度より経営事項審査の大幅な改正が行われていますので、評価項目やウエイトの設定、これらの見直しに当たっては、新しい経営事項審査制度に配慮して下さい。

《47都道府県における発注者別評価点の活用状況》

発注者別評価点と客観点の合計のうち、発注者別評価点の占める割合

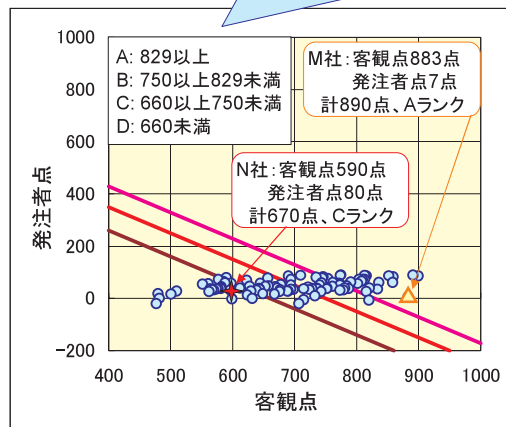


経営事項審査点と発注者別評価点とのウェイトの検証

① 仮定

	仮定
人口	20万人
資格審査対象業者	100社
実績最大客観点(A)	900点(A社)
実績最大発注者点(B)	90点(B社) (工事に関する項目80点、社会性に関する項目10点)
実績最大総合評定点	985点(A社) ウェイトの定義：最大客観点に対する、最大発注者点の割合
ウェイト(W)	$W = B / A = 90 / 900 = 0.1 = 10\%$
ランク	4ランク(A～D) それぞれのランクには25社ずつ登録されるように格付け
発注者別評価項目	① 工事成績 ・直近2年の平均(-30～70点) ② 技術力 ・技術者の保有状況(1級技術者: 2点、2級施工管理技士: 1点) ・優良工事の表彰(5点/件) ・30点を限度 ③ 安全対策 COHSMS評価証取得(10点) ④ ISO9001 認証取得(5点) ⑤ 社会貢献 ・防災協定の締結状況(5点) ・活動実績(3点/件) ・20点を限度 ⑥ 不正行為 ・指名停止(-10点/月) ⑦ 福祉 ・育児休業制度の規程有無(5点)

CASE1: 発注者点のウェイトが低い場合、工事成績の良いN社、工事成績の悪いM社のいずれにもランク変動が起こっておらず、インセンティブとなっていない。

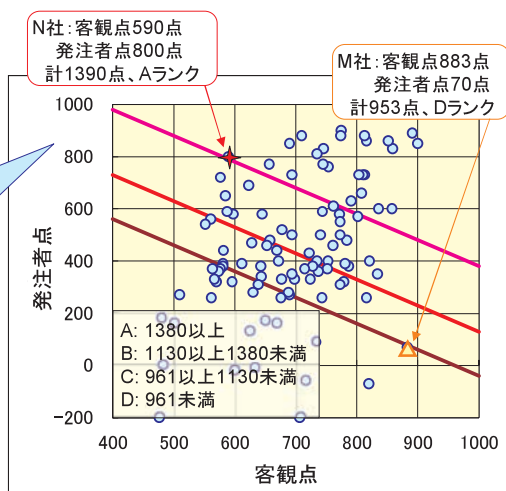


CASE1 客観点:発注者点=10:1

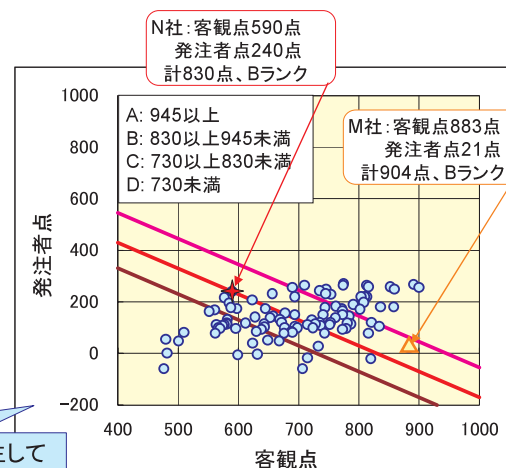
CASE2: N社は経営規模が小さい企業にもかかわらずAランクとなっており、十分な履行能力が確保できない可能性がある。一方、M社は経営規模の大きい企業であるにもかかわらずDランクに位置づけられている。

② 検証の一例

- 横軸に経営事項審査の総合評定値(客観点)、縦軸に発注者別評価点(発注者点)をとって図示することを考える。
- ウェイトを変化させて、客観点と発注者点の関係を図示して比較し、企業のグルーピングが的確かどうか検証する。
- ウェイトが低すぎるために、工事成績で高い点数を獲得し、発注者点が高い企業(N社)が低いランクに位置づけられたり、指名停止により発注者点が高い企業(M社)が高いランクに位置づけられるようなウェイトの場合(CASE1)、発注者点の導入の効果が表れていないため、ウェイトを上げて再度検証を行う。
- ウェイトが高すぎるために、経営規模に比して、過度に大規模工事を受注できるランクに分類されている企業(N社)や過度に小規模工事しか受注できないランクに分類されている企業(M社)が発生する場合(CASE2)には、ウェイトを下げて再度検証を行う。
- 「3.」や「4.」のような問題が発生しない妥当なウェイトを設定する(CASE3)。



CASE2 客観点:発注者点=1:1



CASE3 客観点:発注者点=10:3

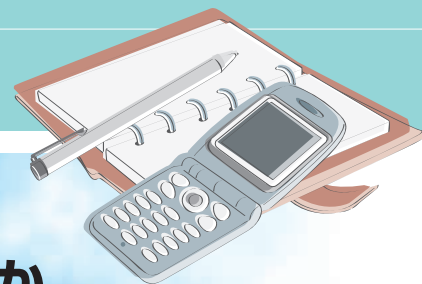
CASE3: CASE1やCASE2のような問題が発生しておらず、妥当なウェイトと判断できる。

(7) 発注者別評価点の評価項目は、経営事項審査による評点の評価項目と重複してはいけないのですか。

経営事項審査は、建設業法に基づき、公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準により評価する制度です。発注者別評価点は、地域の実情を踏まえ、発注者が管轄する地域の工事成績や地域貢献などを発注者ごとに審査する制度です。両制度は建設業者を適切に評価しようとする点で共通の目的を持っていますが、発注者別評価点は企業の履行能力を地域の実情に応じた確に評価を行う点で経営事項審査と異なります。また、発注者別評価点は、技術者の確保状況や工事の安全確保のような技術面での項目や、地域貢献、雇用対策といった社会性に関する項目についても、発注者ごとの判断により評価項目とすることが可能です。一方、各地方公共団体において採用されている発注者別評価点においては、経営事項審査と類似の項目として、工事实績を加味した工事成績の評価、防災活動への貢献等の社会性の評価が存在します。

発注者別評価点の評価項目は、経営事項審査の総合評定値（客観点）の評価項目と重複してはいけないというわけではなく、各地方公共団体が経営事項審査による評点の評価項目の一部の項目をより積極的に評価したい場合には発注者別評価点の評価項目として設定することにより、実質的なウエイトを高めるといったことも考えられます。例えば、地域において技術力の評価を重点的に行うために経営事項審査と発注者別評価の双方で技術職員数を評価するようなことは可能です。また、平成20年度より経営事項審査の大幅な改正が行われていますので、評価項目の設定、これらの見直しに当たっては、新制度を考慮する必要があります。





(8) 各評価項目の配点のウエイトはどのように設定したらよいのですか。

発注者別評価点は、地域の実情を踏まえ、発注者が管轄する地域の工事成績や地域貢献などを発注者ごとに審査する制度であることから、各評価項目の配点のウエイトは、各市区町村の政策ニーズや建設業界の実情に応じて設定して下さい。一般的には、工事成績を中心とした工事内容に関する評価点数に高いウエイトを置きつつ、当該地方公共団体における個々の政策ニーズに応じて社会性を評価する項目をバランスよく盛り込むことが適切です。社会性を評価する項目としては、建設産業政策に関係のある項目や、それ以外の地方公共団体の各種施策の推進に関する項目が考えられます。発注者別評価点は企業の工事履行能力が適切に評価されることが基本ですが、これら建設産業政策のインセンティブとなることに留意する必要があります。

このため、各発注者においては、発注者別評価点の設定に当たり、設定しようとするウエイトについて検証を適切に実施し、的確なグルーピングが行われているかを検証して下さい。36ページで経営事項審査と発注者別評価点の配点のウエイトの検証を示していますが、ケース3を用いて40ページに簡易な検証を例示しており、この結果に基づき、各評価項目の配点のウエイトの設定の考え方を説明します。

例えば、40ページのケース3に10：3に全体のウエイトが設定されていますが、工事成績等の工事内容に関係のある項目で約80%、社会性を評価する項目で約20%のウエイトとなっています。この場合、良好な工事成績を残している業者が、防災協定の締結等の社会性の加点と併せて、上位ランクに参入できる結果となっており、工事の適正な履行の確保と地域貢献の双方を促進するインセンティブとなっています。一方、発注別評価点の全体のウエイトは変化させず、工事成績に関係のある項目で約50%、社会性を評価する項目で約50%にしたケース3-1においては、工事成績よりも、社会性による影響が大きく、工事成績が必ずしも良好でない業者のランクが上昇するなどといった結果となっています。更に、ウエイトをそれぞれ20%、80%としたケース3-2においては、一層顕著な結果となっています。

これはあくまでも、特定の団体の有資格者データを活用した検証結果であり、発注者により、建設業者数、規模・技術力、発注標準、発注件数・金額等が異なることから、各発注者によって実施される検証結果を踏まえ、地域の実情に応じて、適切にウエイトを設定することが必要です。また、各評価項目の分布の散らばりが大きくなると、他の項目や経営事項審査による評点に対する当該項目の実質的なウエイトが高まることにも配慮して下さい。

平成20年度より経営事項審査の大幅な改正が行われていますので、評価項目やウエイトの設定、これらの見直しに当たっては、新しい経営事項審査制度に配慮して下さい。

都道府県における発注者別評価項目の配点

配点割合 評価項目	なし	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～100%	算定不能
①工事成績	1	3	9	17	9	7	1
②技術力	19	16	9	0	0	0	3
③安全対策	36	11	0	0	0	0	0
④その他							
・表彰	14	30	1	1	0	0	1
・ISO9001取得	3	42	0	0	0	0	2
・建設重機保有	38	8	0	0	0	0	1
・その他	39	6	1	0	0	0	1
⑤社会貢献	14	31	2	0	0	0	0
⑥不正行為(減点項目)	7	40(「規定有り」)					—
⑦建設産業政策推進							
・新分野進出	34	13	0	0	0	0	0
・企業連携	32	15(「規定有り」)					—
⑧その他の施策推進							
・雇用対策	6	36	3	0	0	1	1
・環境対策	32	15	0	0	0	0	0
・ISO14001取得	6	39	0	0	0	0	2



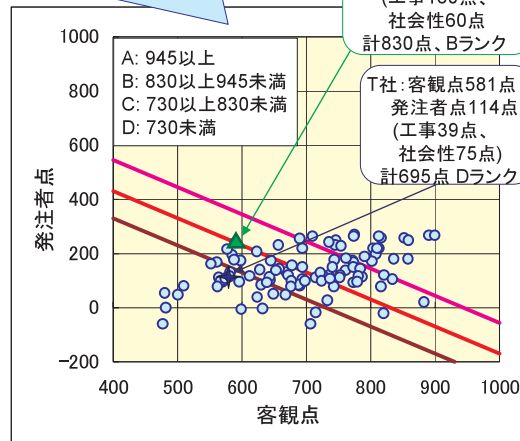
発注者別評価項目における工事に関する項目と社会性に関する項目とのウエイトの検証

①仮定	
人口	20万人
資格審査対象業者	100社
実績最大客観点	900点
実績最大発注者点	270点
発注者別評価項目のうち、工事に関する点数の最大値(a)	264点
発注者別評価項目のうち、社会性に関する点数の最大値(b)	75点
発注者別評価項目のうち、工事に関する点数の平均値	89.2点
発注者別評価項目のうち、社会性に関する点数の平均値	46.8点
工事と社会性の割合(a:b)	264:75 ≒ 4:1 = 80:20
ランク	4ランク(A～D) それぞれのランクには25社ずつ登録されるように格付け
発注者別評価項目	項目 工事に 関する
	①工事成績 ・直近2年の平均 (-90～210点)
	②技術力 ・技術者の保有状況 (1級技術者: 6点、 2級施工管理技士: 3点) ・優良工事の表彰(15点/件) ・90点を限度
	③安全対策 COHSMS評価証取得(30点)
項目 社会性 に 関する	④ISO9001 認証取得(15点)
	⑤社会貢献 ・防災協定の締結状況 (15点) ・活動実績(9点/件) ・60点を限度
	⑥不正行為 ・指名停止(-30点/月)
	⑦福祉 ・育児休業制度の 規程有無(15点)

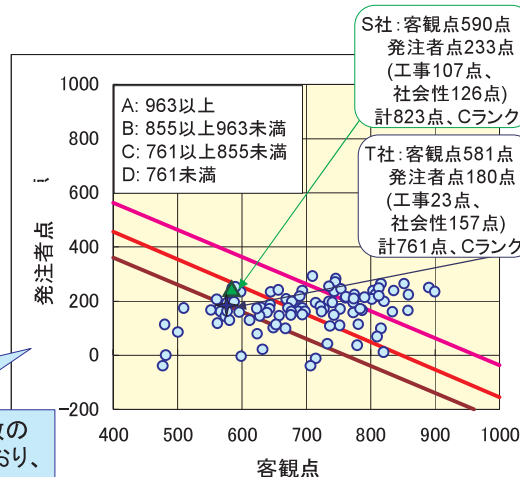
CASE3: 工事に関する項目の点数が高く、社会性に関する項目の点数も平均点以上獲得している企業(S社)がBランク、工事に関する項目の点数が低い企業(T社)が社会性に関する項目の点数にかかわらずDランクとなっており、妥当なウエイトと判断できる。

客観点と発注者点のウエイトは常に一定と仮定。

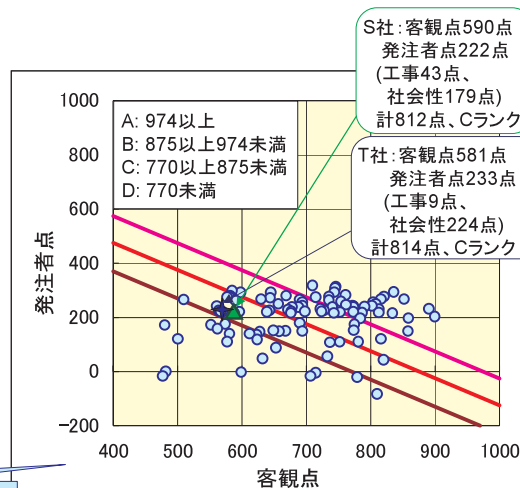
発注者別評価項目のうち、工事に関する点数(a)と社会性に関する点数(b)の比を変化させて検証を行う。



CASE3 工事の点数:社会性の点数 ≒ 80:20



CASE3-1 工事の点数:社会性の点数 = 50:50



CASE3-2 工事の点数:社会性の点数 = 20:80

CASE3-1: 工事成績の悪い企業(T社)が社会性に関する点数のみで、工事成績の良い企業(S社)と同様の評価結果となっており、履行能力の確保の観点からウエイトの再検証が必要。

②検証の一例

1. 横軸に経営事項審査の総合評価値(客観点)、縦軸に発注者別評価点(発注者点)をとって図示することを考える。
2. 工事に関する点数(a)と社会性に関する点数(b)の比率を変化させて、客観点と発注者点の関係を図示して比較し、企業のグルーピングが的確かどうか検証する。
3. 工事に関する項目の点数が低く、社会性に関する項目の点数が高い企業(T社)のランクが高く位置づけられる場合や、工事に関する項目の点数が高い企業(S社)のランクが低く位置づけられる場合(CASE3-1, CASE3-2)には、社会性に関する点数の比率を下げて再度検証を行う。
4. 上記のような問題の発生しない 妥当な比率を設定する(CASE3)。

CASE3-2: CASE3-1の傾向が一層顕著に表れており、履行能力の確保の観点からウエイトの再検証が必要。

C 工事の内容に関連のある評価項目の設定

(9) 工事成績をどのように評価したらよいのですか。

技術力と経営力による競争を促進するといった発注者別評価点の目的を踏まえ、工事成績は建設業者が行った工事の質を判断するという点で最も重要な評価項目です。各地域の実情に応じて次のような基準で評価することが考えられます。発注者別評価点の導入に当たり、原則として、工事成績を評価項目として採用することが求められますが、自ら工事成績を付けていない市区町村に関しては、自ら工事成績をつけるようになるまでの経過措置として、他発注機関（都道府県等）の工事成績を活用することも可能です。

また、平成20年12月より工事成績等を発注者によってCORINSに登録することが可能となります。なお、国土交通省直轄事業においては、平成21・22年度からの審査において、地方公共団体の工事成績・実績も考慮した評価体系に見直す予定です。

- ①工事成績の平均点に基づき算定する。
- ②工事成績に工事件数や工事完成高を加味したものにに基づき算定する。
- ③工事成績の平均点に基づき算定した上で優良工事の成果を加味する。
- ④他発注機関の工事成績を活用する。

【具体例】

① 工事成績点の平均点に基づき算定するもの

○前年の平均工事成績評定結果について加点・減点する（岐阜市）。

工事成績評点	加点・減点
95 点以上	+70 点
90 点以上～95 点未満	+60 点
85 点以上～90 点未満	+50 点
80 点以上～85 点未満	+40 点
75 点以上～80 点未満	+30 点
70 点以上～75 点未満	+10 点
65 点以上～70 点未満	0 点
60 点以上～65 点未満	-10 点
60 点未満	-30 点

$$(\text{点数}^2) \cdot (\text{発注者別評価点}^3) \cdot (\text{総合点}^4) = -30 \sim 70 \cdot 160 \cdot 2085$$

2 当該自治体における発注者別評価項目の点数あるいは点数幅を示す。

3 当該自治体における発注者別評価点の最大値を示す。最大値が算出できない場合は、当該自治体における実績値（平成19年度）を示す。

4 当該自治体における総合点（発注者別評価点と経営事項審査の総合評定値の和）の最大値を示す。なお、経営事項審査の総合評定値の最大値は1925点である。

○決算日前2年間ににおける工事成績（工種ごと）の平均点により計算された数値を加点・減点する（長崎市）。

1) 工事成績の平均点が69点以下の場合

$(\text{工事成績平均点} - 70) \times 0.01 \times \text{経審の総合評価値}$

2) 工事成績の平均点が70点以上75点以下の場合

0点

3) 工事成績の平均点が76点以上

$(\text{工事成績平均点} - 75) \times 0.01 \times \text{経審の総合評価値}$ （上限は、総合評価値に0.15を乗じた点数。）

$(\text{点数}) \cdot (\text{発注者別評価点}) \cdot (\text{総合点}) = 288 \cdot 388 \cdot 2313$

○競争参加資格を受けようとする者の工事成績評定点と工事参加資格を受けようとする全ての者の工事成績評定点を平均した数値を用いて算出した数値を加点する（静岡県）。

1) 工種別の平均点が全体の平均点以上の場合

$(\text{申請者の平均点} - (\text{全体の平均点} - 1) \times 20 \text{点})$ （但し100点上限）

2) 工種別の平均点が全体の平均点未満の場合

$(\text{申請者の平均点} - (\text{全体の工種別の平均点} - 1) \times 10 \text{点})$ （但し-100点下限）

3) 完成検査に合格した建設工事がない場合

0点

$(\text{点数}) \cdot (\text{発注者別評価点}) \cdot (\text{総合点}) = 100 \sim -100 \cdot 220 \cdot 2145$

② 工事成績点に工事件数や工事完成高を加味したものにに基づき算定するもの

○市において入札した工事で過去5年間に完成させたものの平均成績及び工事件数を点数化したものを加点・減点する（神戸市）。

件数 平均点数	0 件	1 件	2 件	3 件以上
～49.9	0	-50	-60	-70
50.0～52.4	0	-40	-50	-60
52.5～54.9	0	-30	-40	-50
55.0～57.4	0	-20	-30	-40
57.5～59.9	0	-10	-20	-30
60.0～62.4	0	0	0	0
62.5～64.9	0	0	0	0
65.0～67.4	0	10	20	30
67.5～69.9	0	20	30	40
70.0～72.4	0	30	40	50
72.5～74.9	0	40	50	60
75.0～77.4	0	50	60	70
77.5～79.9	0	60	70	80
80.0～82.4	0	70	80	90
82.5～84.9	0	75	85	95
85.0～	0	80	90	100

$(\text{点数}) \cdot (\text{総合点}) = -70 \sim 100 \cdot 1864$ （実績）

③ 工事成績点の平均点に基づき算定した上で優良工事等の成果を加味するもの

○次の2つの基準により加点・減点する（明石市）。

1) 工事成績評定点の平均点（過去3年度分）に応じて加点する。

100点～－55点

2) 1件ごとの工事成績評定点により算出した評価点（過去1年度分）を加点・減点。

75点を超える工事1件ごとに（工事成績評定点－75）×2点を加点。

65点を下回る工事1件ごとに（65－工事成績評定点）×2点を減点。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝－55～100・150・2075（但し、2）を含まない。）

④ 他発注機関の工事成績を活用するもの

○過去2年間に完成検査を行った県工事に係る成績評定の点数について、2年間における平均値に基づき次の点数を付与する（竹田市）。

成績評定平均点	点数	成績評定平均点	点数
85 点	+120	75 点	+45
84 点	+110	74 点	+40
83 点	+100	73 点	+35
82 点	+90	72 点	+30
81 点	+80	71 点	+25
80 点	+70	70 点	+20
79 点	+65	65～69 点	0
78 点	+60	60～64 点	－30
77 点	+55	59 点以下	－60
76 点	+50		

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝120～－60・260・2165

(10) 工事成績を評価項目として用いたいのですが、データがない場合どのように評価すべきですか。簡易に評価する方法はありますか。

工事成績は当該建設業者の適切かつ確実な施工の可否を判断する上で重要な企業情報であり、その評定を発注者自ら行うことが望まれます。国土交通省の各地方整備局は、小規模工事成績評定要領を作成していますので参考にして下さい。その詳細は、下記の国土交通省地方整備局にお問い合わせ下さい。

市区町村における工事成績評定の実施率が約69%（平成19年9月1日現在）であるという状況にかんがみ、自ら工事成績評定を行うまでの経過的な措置として他発注機関（都道府県等）の工事成績を活用して評価することも可能です。小規模な地方公共団体において、その地方公共団体の競争参加資格者と他発注機関の競争参加資格者との重複が少ない場合は、当分の間の措置として工事実績を活用するといった対応も考えられます。

《お問い合わせ先》

北海道開発局 事業振興部工事管理課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 TEL. 011-709-2311 (内) 5484 hinkaku@hkd.mlit.go.jp
東北地方整備局 企画部技術管理課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15 TEL. 022-225-2171 (内) 3313 hinkaku@thr.mlit.go.jp
関東地方整備局 企画部技術調査課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL. 048-601-3151 (内) 3257 hinkaku@ktr.mlit.go.jp
北陸地方整備局 企画部技術管理課	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL. 025-280-8880 (内) 3314 hinkaku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局 企画部技術管理課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 TEL. 052-953-8131 (内) 3159 hinkaku@cbr.mlit.go.jp
近畿地方整備局 企画部技術管理課	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 TEL. 06-6942-1141 (内) 3313 hinkaku@kkr.mlit.go.jp
中国地方整備局 企画部技術管理課	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30 TEL. 082-221-9231 (内) 3312 hinkaku@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局 企画部技術管理課	〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 TEL. 087-851-8061 (内) 3312 hinkaku@skr.mlit.go.jp
九州地方整備局 企画部技術管理課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL. 092-471-6331 (内) 3313 hinkaku@qsr.mlit.go.jp

(11) 工事实績をどのように評価したらよいですか。

技術力と経営力による競争を促進するという発注者別評価点の目的からすると、建設業者が行った工事の質を判断する工事成績を評価項目とすることが基本ですが、建設業者の行った工事の量を示す工事实績も工事成績を補完する評価項目として使うことができます。

また、市区町村における工事成績評定の実施率が約69%（平成19年9月1日現在）である状況にかんがみ、小規模な地方公共団体において、その地方公共団体の競争参加資格者と他発注機関の競争参加資格者との重複が少ない場合は、当分の間の措置として工事实績を活用するといった対応も考えられます。

【具体例】

〇市において入札した工事で過去5年間に完成させたものの年間の最高実績金額を点数化したものを加点する（神戸市）。

最高実績金額		最高実績点数
10 億円以上		100
5 億円以上	10 億円未満	95
4 億円以上	5 億円未満	90
3 億円以上	4 億円未満	85
2 億円以上	3 億円未満	80
1 億円以上	2 億円未満	75
9000 万円以上	1 億円未満	70
8000 万円以上	9000 万円未満	65
7000 万円以上	8000 万円未満	60
6000 万円以上	7000 万円未満	55
5000 万円以上	6000 万円未満	50
4000 万円以上	5000 万円未満	45
3000 万円以上	4000 万円未満	40
2000 万円以上	3000 万円未満	30
1000 万円以上	2000 万円未満	20
500 万円以上	1000 万円未満	10
0 円以上	500 万円未満	5
0 円		0

(点数)・(総合点) = 100・1864 (実績)

○経営事項審査結果における基準決算の完成工事高のうち、発注者から直接請け負った公共工事の完成工事高により次の点数を付与する（竹田市）。

（土木工事・建築工事）

完成工事高（千円）	点数	完成工事高（千円）	点数
500,000 以上	80	50,000～60,000 未満	28
400,000～500,000 未満	72	40,000～50,000 未満	24
200,000～400,000 未満	64	30,000～40,000 未満	20
150,000～200,000 未満	56	20,000～30,000 未満	16
100,000～150,000 未満	48	10,000～20,000 未満	12
90,000～100,000 未満	44	5,000～10,000 未満	8
80,000～ 90,000 未満	40	2,000～ 5,000 未満	4
70,000～ 80,000 未満	36	2,000 未満	0
60,000～ 70,000 未満	32		

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝80・260・2165



(12) 技術力として具体的に何を評価したらよいのですか。

発注者別評価点の目的である技術力と経営力による競争の促進等のため、工事の内容に関連がある評価項目として、工事成績に加えて、技術力を評価するために次のような評価項目が考えられます。

- ①建設業者が雇用する技術者（民間資格を含む）の等級・人数
- ②優良建設工事表彰受賞技術者の有無
- ③過去におけるV E提案の採用
- ④CPDS等技術者に対する継続教育の実施

※CPDS（Continuing Professional Development System）

社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度。CPDS加入者が講習会などにより施工管理等の技術力向上等のために学習をした場合に、学習の記録を連合会に登録し、必要な場合連合会が学習履歴の証明書を発行するシステム。詳しくは、社団法人全国土木施工管理技士会連合会HP（<http://www.ejcm.or.jp/>）を参照して下さい。

【具体例】

○市内に本店を有する業者に係る技術者の保有状況に応じて加点する（長崎市）。

- ① 1級技術者：人数×5点
 - ② 2級技術者：人数×2点
 - ③ その他の技術者：人数×1点（但し、上限60点）
- （点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝60・388・2313

○舗装施工管理技術者を有する場合に加点する（岡山県）。

- ・1級1人以上の場合 客観点数の2%
- ・2級1人以上の場合 客観点数の1%

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝39・320・2245

○下記の民間資格等を有する技術者を常時雇用している場合に、技術者1人につき1点（最大30点）加点する（長野県）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝30・481・2406

土木一式の場合：作業環境測定士、CALS/ECエキスパート、CALS/ECインストラクター、VEリーダー、VEスペシャリスト、CVS(Certified Value Specialist)、SXF技術者、測量士・測量士補、福祉住環境コーディネーター、臭気判定士、環境カウンセラー、特別管理産業廃棄物管理責任者技能講習修了者、のり面施工管理技術者、基礎施工士、火薬類取扱保安責任者、コンクリート橋架設等作業主任者、すい道等の掘削等作業主任者、すい道等の覆工作業主任者、プレストレストコンクリート技士、推進工事技士、解体工事施工技士、石綿作業主任者技能講習

修了者、既製杭施工管理技士、地山の掘削又は土止め保工作業主任者、型枠支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏危険作業主任者技能講習、地質調査技士、下水道配水設備工事責任技術者、下水道技術検定、舗装施工管理技術者、電気通信主任技術者、ピオトープ施工管理士、街路樹剪定士

○監理技術者又は主任技術者の数に応じて加点する（金沢市）。

① 監理技術者 人数×2点（40点上限）

② 主任技術者 人数×1点（20点上限）

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝60・200・2125

○市優良建設工事主任技術者表彰受賞者が所属する企業に20点加点する（静岡市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝20・220・2145

○過去1年間に契約後V E 提案を採択された県工事がある場合、1件の工事につき20点加点する（竹田市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝20・260・2165



(13) 安全対策として具体的に何を評価したらよいのですか。

発注者別評価点の目的である技術力と経営力による競争の促進等のため、工事の内容に関連がある評価項目として、工事成績や技術力評価といった直接的な項目に加えて、安全対策のための研修を行っている団体に加入していることや労働安全衛生に関するマネジメントシステムを導入している建設業者を評価することが重要です。具体的な項目として次のようなものが考えられます。

- ① 建設業労働災害防止協会等への加入
- ② 建設業協会等の安全対策のための研修等を実施している団体への加入
- ③ COHSMS・OHSASの認証取得

※建設業労働災害防止協会（建災防）

建設業における労働災害防止規程の設定など労働災害の防止のための活動を促進するために建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって組織された団体です。

詳細はHP（<http://www.kensaibou.or.jp/association/outline.>）をご覧ください。

※COHSMS（コスモス：建設業労働安全衛生マネジメントシステム）

厚生労働省が公表した指針に基づいて建災防が定めた建設業の経営管理の一環として組織的・体系的に行う安全衛生管理システムのことです。

詳細はHP（http://www.kensaibou.or.jp/activity/cohsms_top）をご覧ください。

※OHSAS（オーサス：労働安全衛生マネジメント規格）

従業員やその利害関係者の業務上の労働安全と衛生に関するリスクを適切に分析・管理し、労働安全衛生マネジメントシステムを継続的に改善することで、労働災害発生時の可能性やそれに伴う経営リスクを低減するための国際的規格のことです。

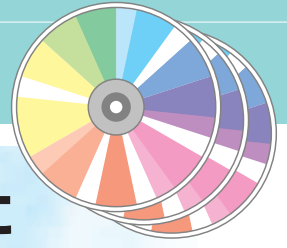
【具体例】

○労働安全マネジメントシステム規格の認証取得者又はこれに準じる規格取得者に10点加点する（上越市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝10・65・1810（実績）

○建設業協会等の災害防止のための研修等を実施している団体に加入している場合に加点する（千葉県）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝25・274・2199



(14) 工事内容に関する項目としてその他にどのような項目が考えられますか。

発注者別評価点の目的である技術と経営による競争の促進等のため、工事の内容に関連がある評価項目として、工事成績や技術力評価といった直接的な項目に加えて、工事の品質確保に関連する項目として次のようなものが考えられます。

- ① 表彰（優良工事表彰、優良業者表彰等）
- ② ISO9001の取得

※ ISO9001

全世界で企画を共通化・標準化することで、製品の品質を確保することを目的に、ISO（国際標準化機構）が制定した品質マネジメントシステムの国際的な標準規格です。組織が品質マネジメントシステムを確立・文書化・実施・維持することやその品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善することが要求されています。ISO9000シリーズとして9001～3までがあります。

【具体例】

○審査基準日から過去2年間に優良建設工事の表彰を受けた場合に20点加点する（金沢市）。

$$(\text{点数}) \cdot (\text{発注者別評価点}) \cdot (\text{総合点}) = 20 \cdot 200 \cdot 2125$$

○ISO9000シリーズの認証取得の場合に10点加点する（上越市）。

$$(\text{点数}) \cdot (\text{発注者別評価点}) \cdot (\text{総合点}) = 10 \cdot 65 \cdot 1810 \text{ (実績)}$$

D 地域貢献や社会性を評価する評価項目の設定

(15) 社会貢献として具体的に何を評価したらよいのですか。

発注者別評価点は、地域の実情を踏まえ、発注者が管轄する地域の工事成績や地域貢献などを発注者が独自に審査する制度であることから、工事成績を中心とした工事内容に関する評価項目に高いウエイトを置きつつ、社会性を評価する項目も評価することが望まれます。具体的には、建設産業政策の目的を踏まえ、積極的に評価すべき社会貢献として次のような項目が考えられます。

- ① 災害発生時の緊急対応への協力
- ② 建設業団体への加入
- ③ 除雪関係作業
- ④ 建設重機の保有
- ⑤ 市区町村内における営業所の所在、市区町村民の雇用
- ⑥ ボランティア活動

【具体例】

〇市と災害時における応急対策活動に関する協力協定を締結している場合に加点する（静岡市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝20・220・2145

〇市と災害時における応急対策活動に関する協力協定を締結している団体に加入している場合に加点する（神戸市）。

（点数）・（総合点）＝20・1864（実績）

〇県管理施設への緊急出動又は防災パトロールを実施した場合に加点する（鹿児島県）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝6・825・2500

〇建設業協会、電業協会、管工事業協同組合連合会に加入している場合に加点する（千葉県）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝25・274・2199

〇建設業協会、電気管工事業協会、中小建設業協会に加入しているとき、活動年数に応じて加点する（沖縄県）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝10・226・2151（実績）

○申請年度に市の除雪業務を請け負っている場合に5点加点する。下記項目に当てはまる場合はさらに加点する（釧路市）。

- ① 申請年度の前年度に除雪業務を請け負っている。（5点加点）
 - ② 2ヶ年継続し歩車道の除雪業務を受託している。（5点加点）
 - ③ 2ヶ年継続し3台以上の除雪大型車両の出動がある。（5点加点）
- （点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝20・395（実績）・2017（実績）

○市内に本店を有する者のみ、次の各項目の合計点数を加点する（神戸市）。

- ① 総合評価値×0.05点
 - ② 市民雇用人数×2点（雇用人数が5人以下の場合には10点、50人以上の場合は100点とする。）
- （点数）・（総合点）＝20・1864（実績）

○財務諸表の「機械・運搬具」の帳簿価格が1,000万円以上の場合、1,000万円ごとに1点加点する（岐阜県）。

$$（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝5・140・2065$$

○市内に本店を置いてからの営業年数に応じて加点する（明石市）。

年数×1点（20点を上限）（但し、工事成績の平均点が65点以下の場合加点しない。）

$$（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝20・150・2075$$

○法人として、一年間に複数回のボランティア、環境保全、地域の評価を得ている建設事業に関する文化活動を二年間にわたり行った場合5点加点する（前橋市）。

$$（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝5・225・2150$$

(16) 不正行為として具体的にどのような事実をマイナス評価したらよいのですか。

発注者別評価点は、地域の実情を踏まえ、発注者が管轄する地域の工事成績や地域貢献などを発注者ごとに審査する制度であり、奨励すべき行為について加点することが基本となりますが、指名停止等公共工事発注者による処分、建設業法や労働基準法等の法令違反、税の滞納等の不正行為については、例え過去の事実とはいえ、競争参加者の誠実性が疑われる行為ですので、これらをマイナス評価することが考えられます。ただし、関係法令等に基づき既に処分等を受けていることから、過度に長期間遡ってマイナス評価することは望ましくありません。なお、新しい経営事項審査においては、法令遵守の状況として建設業法に基づく監督処分の状況をマイナス評価していますので、これを踏まえた評価項目を設定することが必要です。

【具体例】

○前回定期認定から今回定期認定まで指名停止1ヶ月につき5点減点する（静岡市）。

$$(\text{点数}) \cdot (\text{発注者別評価点}) \cdot (\text{総合点}) = -5 \times (\text{指名停止月数}) \cdot 220 \cdot 2145$$

○経営事項審査又は営業所調査等において、次の事項については是正指導を行った場合は、次の減点を行う（竹田市）。

①法令違反の是正指導

- ・建設業法違反（一括下請負、虚偽申請、技術者専任制） －15点
- ・上記以外の建設業法違反 －10点
- ・他の法令違反 －10点

②その他の是正指導

- ・県工事に係る下請報告義務違反 －5点

$$(\text{点数}) \cdot (\text{発注者別評価点}) \cdot (\text{総合点}) = -5 \sim -15 \cdot 260 \cdot 2165$$

○当該年度において、建設業法により監督処分を受けた場合は、次の減点を行う（竹田市）。

①指示処分 －30点

②営業停止処分 －45点

③一部業種に係る許可の取消処分 －60点

$$(\text{点数}) \cdot (\text{発注者別評価点}) \cdot (\text{総合点}) = -30 \sim -60 \cdot 260 \cdot 2165$$

○市税・県税・法人税・消費税など未納のものがある場合に10点減点する（佐渡市）。

$$(\text{点数}) \cdot (\text{発注者別評価点}) \cdot (\text{総合点}) = -10 \cdot 160 \cdot 2085$$

この他、水道料金や下水道使用料の滞納についてもマイナス評価することが考えられます。

○市における入札・契約に関する不正等を行った業者に減点を行うとともに、情報提供者に加点を行う（明石市）。

①繰り返し不正等を行ったと認められる場合：20点減点

②不正のあった案件について信憑性の高い情報提供者：10点加点

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝－20または10・150・2075

○会社更生法に基づく更生手続開始決定業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定業者に減点する（広島市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝（総合点×（0～－2））・195・2120



(17) 建設産業政策として具体的に何を評価したらよいのですか。

発注者別評価点においては、技術力と経営力による競争を促進するために工事成績等、地域貢献を促進するために防災協定の締結状況等を主に評価しますが、建設投資が急速に減少する中で、過剰供給構造の是正に向けた再編等が避けられない状況にあることから、建設産業政策の観点から、再編等への取組を促進する項目を評価することが考えられます。具体的には、企業連携（合併、会社分割、営業譲渡）を評価することによる再編への取組の促進、川上・川下分野や農業等の分野等の新分野進出を評価することによる活動領域の拡大へのインセンティブ付与を行うことが考えられます。

【具体例】

○入札参加者が合併により新たに設立された者または合併により存続した者である場合に加点する（静岡市）。

① 合併後3年以下の場合 30点

② 合併後3年を超え5年以下の場合 15点

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝30または15・220・2145

○同一業種の有資格者間で合併等を行い、入札参加資格の再認定の申請を行った場合、当該業種に対し、合併時の経営事項審査等における総合評定値（客観点数）の10%に相当する点数を付与する。ただし、最下位等級の格付を有する者との合併の場合、当該業種には付与しない。なお、営業譲渡及び吸収分割による入札参加資格の再認定については、営業を譲渡する者が譲り受け者に対し、建設業のすべてを譲渡するとともに、建設業を廃業する場合に限る（竹田市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝（客観点数の10%）・260・2165

○審査基準日の直前4年間に建設業以外の分野の事業（公序良俗に反するものを除く。）に進出した場合に加点する（鹿児島県）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝10・825・2750



(18) 公共工事の品質や建設産業政策と直接関係ない評価項目を設定してよいのですか。設定する場合はどのような評価項目が考えられますか。

エンドユーザーである国民、住民に対し、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することが入札契約制度の究極の目的と位置付けられます。このため、発注者別評価点は、工事成績を中心とした工事内容に関する評価点数に高いウエイトを置きつつ、当該地方公共団体における個々の政策ニーズに応じて社会性を評価する項目をバランスよく盛り込むことが適切です。

社会性を評価する項目としては、企業連携、新分野進出等の建設産業政策に関係のある項目を中心とすべきですが、付随的なものであれば、雇用等公共の福祉に資する政策目的を実現するための評価項目を設定することは可能です。具体的には次のような項目が考えられますが、発注者別評価点の導入目的を踏まえ、これらの項目に過度な配点を行わないよう留意して下さい。

- ①雇用対策（障害者等）
- ②環境対策（ISO14001、エコアクション21等）
- ③その他

※ISO14001

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限にくい止めることを目的に、ISO（国際標準化機構）が制定した環境マネジメントシステムの国際的な標準規格のことです。組織活動、製品及びサービスの環境負荷低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用される環境マネジメントシステムを構築することを求めています。

※エコアクション21 認証・登録制度

中小企業、学校、公共機関などが「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・維持・運用し、環境への自覚を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」方法として環境省が策定した「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン」に基づく認証・登録制度のことです。

詳細は、HP（<http://www.ea21.jp/>）をご覧ください。

【具体例】

①雇用対策

○「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に係る雇用状況報告義務がない建設業者で、障害者を雇用している場合に20点加点する（竹田市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝20・260・2165

②環境対策

○ISO14001の認証取得がある場合（但し、エコアクション21と重複加算なし）10点加点する（静岡市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝10・220・2145

○エコアクション21の認証取得がある場合10点加点する（静岡市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝10・220・2145

③その他

○男女共同参画の促進に資するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき育児休業制度及び介護休業制度を実施し、同法第24条、第25条若しくは第27条に規定する措置又はこれに準ずる措置を講じている場合に10点加点する（上越市）。

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝10・65・1810（実績）

○次世代育成支援対策推進法に基づく次の対応を行っている場合に加点する（岐阜市）。

①「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出している。（5点）

②「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出し、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として都道府県労働局長が認定している。（15点）

（点数）・（発注者別評価点）・（総合点）＝5～15・160・2085

4 発注者別評価点に関する審査の実施方法

(1) 発注者別評価点に関する具体的な審査はどのような手順で行ったらよいのですか。

発注者別評価点の導入に当たっては、地方公共団体の施策ニーズを踏まえた評価項目の設定とともに、当該地方公共団体の発注者としての体制や建設業界の現状を踏まえ、フィージビリティのある審査手続を整備することにより、円滑な制度導入を図ることが重要です。

具体的には、各発注者が行う定期の競争参加資格審査において発注者別評価点に関する審査を行います。その手順やスケジュールは各発注者の実情を踏まえて設定することが必要ですが、一例を示すと次のようになります。

1) 受付 (期間 2～3 週間)



必要書類を建設業者に提出してもらい受付をします。
審査基準日を設定することが必要です。(例えば 1 月 1 日)。

2) 審査 (2ヶ月程度)



提出書類の審査を行い、評点を付します。
ランク別発注を行っている場合は、評点に基づき各ランクに業者を振り分けます。

3) 入札参加資格審査会



審査の客観性・透明性を確保するため、審査の過程の中で、(学識経験者等第三者をメンバーとする)入札参加資格審査会を開催し、その承認を得ます。

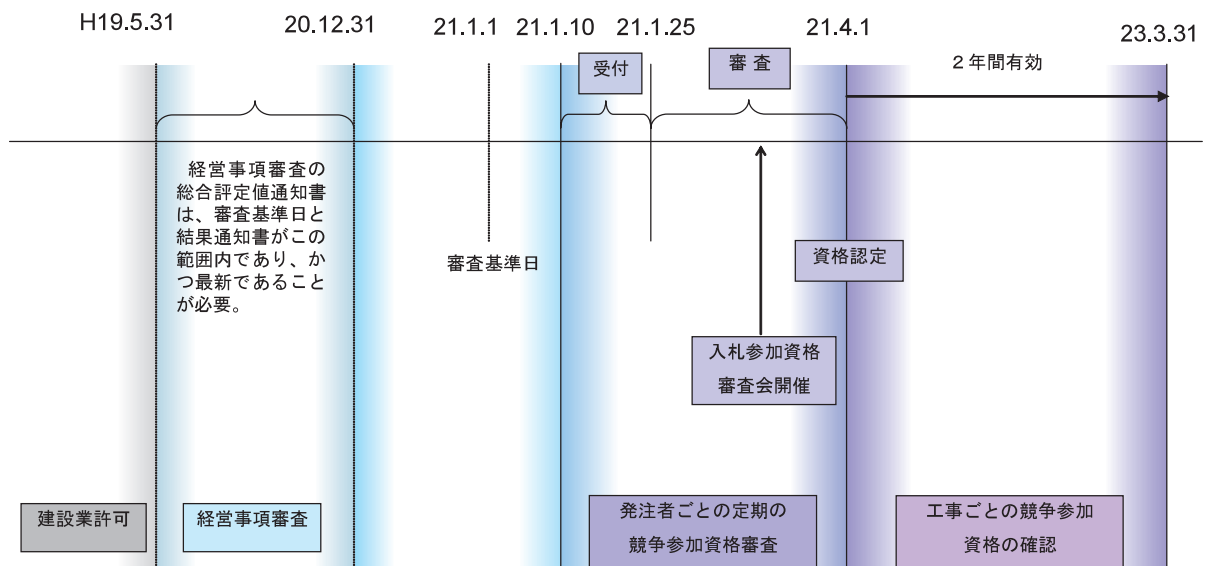
4) 資格認定・結果通知

発注者別評価点と客観点を合わせた総合点(及びランク別発注を行っている場合は該当するランク)を通知します。
発注者別評価点は 2 年間有効です。

経営事項審査制度等を含めた入札参加資格認定の手続きとスケジュールの一例を示すと次のようになります。

地方公共団体の入札参加認定手続き

ー 平成21・22年度入札参加資格審査申請の場合 ー





(2) 発注者別評価点を導入すると 過重な事務量が発生しませんか。

発注者別評価点の導入に当たっては、当該地方公共団体の発注者としての体制や建設業界の現状を踏まえ、発注者と競争参加者双方にとって過度の負担とならない審査手続を整備することにより、円滑な制度導入を図ることが重要です。

一般的には、発注者別評価点の導入により事務は増えますが、発注者別評価点の審査項目として本マニュアルで例示したものは工事成績等客観的に評点を付することが可能な項目であり、提出書類で容易に事実が確認できるものとなっています。また、発注者支援データベースを活用することも可能です。

発注者別評価点を初めて導入する場合は、各地方公共団体の施策ニーズを踏まえ、評価項目を絞り込むことにより、審査事務の負担を軽減することができます。この場合には、導入後の職員や建設業者の経験の蓄積に伴い、評価項目を徐々に拡大するといった対応が考えられます。

また、様々な工夫により事務の効率化を図ることができます。例えば、その審査過程で承認を求める入札参加資格審査会については、市区町村における既存組織を活用することができます。

本マニュアル等を活用して、ぜひ発注者別評価点の導入に取り組んで下さい。



(3) 審査の実施時期や審査結果の有効期間はどのように設定したらよいですか。

発注者別評価点の有効期間については、各建設業者の実績等の現状を競争参加資格の認定に的確に反映させる一方で入札関係事務の煩雑さを避ける観点から、2年程度が適当であると考えられます。このため、平成21・22年度の入札参加資格審査申請を例にして、審査の実施時期、有効期間について一例を示すと次頁のようになります。

経営事項審査については、審査実施年度（平成20年度）の前年（平成19年）の5月31日から同年（平成20年）12月31日を審査基準日とする総合評定値通知書を対象として、客観点として取り扱います。

発注者別評価点については、審査実施年度（平成20年度）の（平成21年）1月1日を審査基準日として、1月7日から1月25日の約3週間を受付期間として設定し、提出された書類を2ヶ月程度の期間を経て審査を行い、評点を付し、ランク別発注を行っている場合はランクへの振り分けを行います。

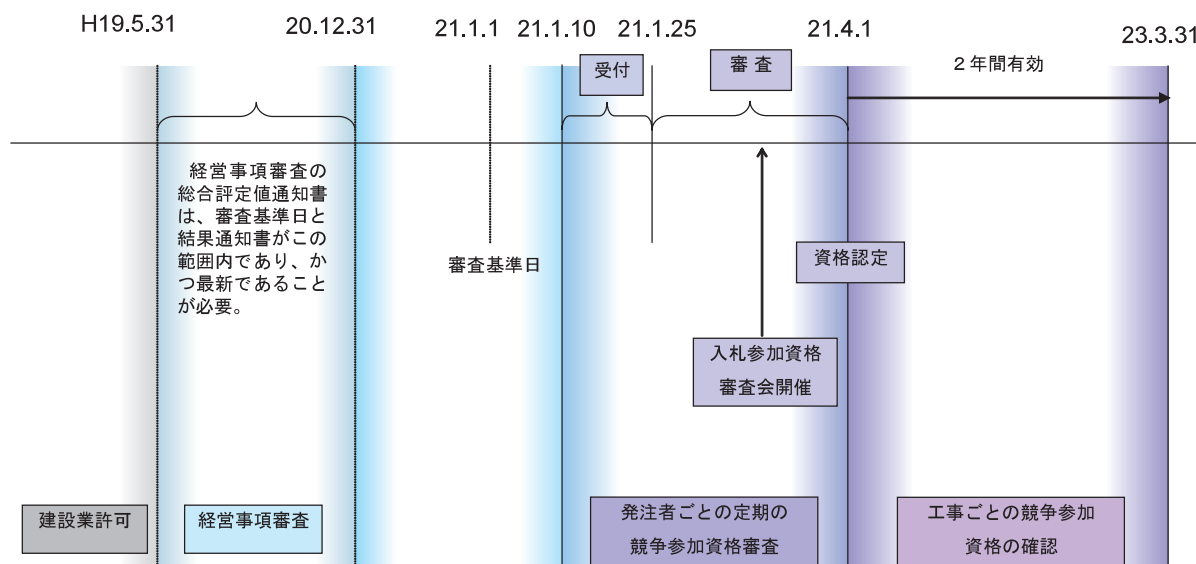
審査結果については、審査の客観性・透明性を確保するため、審査の過程の中で、（学識経験者等第三者をメンバーとする）入札参加資格審査会を開催し、その承認を得ます。審査会の開催は必須ではありませんが、可能な限り開催して下さい。

発注者別評価点と客観点を合わせた総合点（及びランク別発注を行っている場合は該当するランク）を申請者に対して通知します。通知された結果は、平成21年4月1日から平成23年3月31日まで2年間有効となります。

この場合、工事成績や経営事項審査については審査後の結果が2年間反映されないこととなりますので、審査体制に余裕があるときは、有効期間の中で毎年度又は随時更新することが考えられます。

地方公共団体の入札参加認定手続き

－ 平成21・22年度入札参加資格審査申請の場合 －



(4) 地方公共団体の内部においてどのような審査体制を確立したらよいですか。

発注者別評価点の導入に当たっては、(2)の趣旨を踏まえ、発注者と競争参加者双方にとって過度の負担とならない審査手続を整備することにより、基本的には、現在、建設工事に関する競争入札参加資格を審査している部局（契約担当部局、土木担当部局）で対応することができます。発注者別評価点の審査項目として本マニュアルで例示したものは工事成績等客観的に評点を付すことが可能な項目であり、提出書類や発注者支援データベースで容易に事実が確認できるものとなっていますが、雇用対策、環境対策等を幅広く評価項目を設定する場合においてはそれぞれの施策の担当部局との連携を密にすることが必要です。

それでも、審査体制が不十分な場合は、各地方公共団体の施策ニーズを踏まえ、評価項目を絞り込むことにより、審査事務の負担を軽減することができます。





(5) 発注者別評価点の審査に係る体制面を強化するためどのような対策を講じたらよいのですか。

発注者別評価点の導入に当たっては、当該地方公共団体の発注者としての体制や建設業界の現状を踏まえ、職員や競争参加者の理解を促進することにより、円滑な制度導入を図ることが重要です。このため、各地方公共団体においては、職員に対する研修の実施により、職員の資質の向上を図るとともに、建設業界に対する説明会の実施等、競争参加者の円滑な対応を促進することにより、発注者の負担も減らすことができます。

導入検討段階における評価項目の検討、導入段階における研修や説明会の実施、競争参加資格審査段階における事務の増加等の一時的な事務量の増加に対応するため、都道府県建設技術センター等の発注者支援機関から技術的な支援を受けることも有効です。専門家の支援を受けることにより、職員のノウハウの蓄積にもつながります。



(6) 発注者別評価点の審査に当たり 第三者機関の意見を聴くべきですか。

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効です。このため、各発注者は、発注者別評価点の設定・確認についても入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じることが望ましいと考えられます。既存の入札制度に関する第三者機関がある場合には、既存組織を活用することができます。

なお、市区町村における入札契約制度に関する第三者機関の設置に関しては「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」（平成19年5月 国土交通省）を参考にして下さい。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

（平成18年5月23日 閣議決定）（抄）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置または運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条に規定する監査委員を活用するなど既存の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるものとする。

この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。



(7) 不良不適格業者としてどのような業者を審査対象から除外すべきですか。

発注者別評価点においては、指名停止等公共工事発注者による処分、建設業法や労働基準法等の法令違反、税の滞納等の不正行為については、競争参加者の誠実性が疑われる行為ですのでマイナス評価することが考えられますが、次のような業者は不良不適格業者として契約の適正な履行が行われない蓋然性が高いと考えられますので、そもそも競争参加資格審査の対象から除外し、競争参加資格を与えないことも可能です。

ア 次のaからfまでのいずれかに該当すると認められる者。また、当該一般競争入札に参加できないこととされた者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者と認められる者。

- a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたとき
- b 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- c 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- d 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- e 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- f 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項第6号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

※なお、一般競争入札（指名競争入札を含む）に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加させることができないこととされています。

イ 市町村税等に未納がある者

ウ 一定の企業経営の関係者に暴力団等との関わりが認められる者

※暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定されている、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

※公共工事からの暴力団関係者の排除については、都道府県警察と合意文書を締結し、排除対象を明確化するとともに、発注者からの暴力団関係企業の照会、警察からの排除要請を行う等、関係機関の連携を強化することが効果的です。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でこれらの開始が決定されていない者

※会社更生及び民事再生の申立てから決定までの間は、再生債務者の業務及び財産に関し、裁判所によって仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分がなされる場合があります。

オ 入札参加資格申請書及びこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者



(8) 発注者別評価点を使って競争参加資格審査を行うに当たり建設業者には何を提出してもらうのですか。

発注者別評価点の審査を円滑に進めるためには、評価対象の事実を客観的に確認できる書類の提出を求めることが重要です。具体的な提出書類は設定する評価項目により異なりますが、例えば、下記の提出書類と添付書類が必要です。なお、経営事項審査において審査済の事項や発注者支援データベースの活用により確認できる事項については、審査手続の簡素化の観点から、提出書類を省略することも積極的に検討して下さい。

○提出書類

- ・ 入札参加資格審査申請書。
- ・ 総合評定値通知書の写し。

○添付書類

【工事の内容に関連がある評価項目に関する書類等】

- ① 工事成績に関連するもの
 - ・ 発注者からの成績評定通知書の写し。
- ② 工事实績に関連するもの
 - ・ 自らが発注した工事については、契約書の写し。
 - ・ 他の発注者の発注工事の一部は、「CORINS」にアクセスして確認することが可能。

※CORINS（コリンズ）

財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営している発注者支援データベース・システム。過去11年間（今後、過去15年間まで拡大予定）の国、都道府県、政令指定都市、市区町村及び公益民間企業が発注した500万円以上の工事について、建設会社の同種工事の実績、技術者の過去の工事経歴等を確認することができます。

詳細はHP（<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index.html>）を参照して下さい。

③ 技術力に関連するもの

- ・ 技術職員名簿。（経営事項審査の総合評定通知書の技術職員数を活用することもできます。）
- ・ 優良建設工事表彰受賞技術者の有無については、表彰状の写し。また、下記の当該技術者が常勤で当該企業に雇用されていることを証明する書類。
 - 1）法人又は常時5人以上の従業員のいる個人事業所：健康保険被保険者証の写し。
 - 2）個人事業所のうち社会保険適用除外となるもの：源泉徴収書の写し。

- ・ V E 提案については、自らが発注している分については添付書類不要。都道府県等他の発注者の V E 提案については、当該発注者の証明書。
- ・ C P D S については、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の学習履歴の証明書。

④ 安全対策に関連するもの

- ・ 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し。
- ・ C O H S M S , O H S A S に関する証明書の写し。

⑤ その他

- ・ 優良建設工事表彰については、表彰状の写し。
- ・ ISO9000シリーズについては、財団法人日本適合性認定協会（J A B）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写し。

【地域貢献や社会性を評価する評価項目に関する書類】

⑥ 防災協定等の締結状況等の社会貢献

- ・ 建設業者が市区町村と防災協定等を締結している場合には、協定書等協定に参加していることが確認できる書類の写し。当該建設業者が所属する団体が防災協定等に参加している場合には、団体が発行する証明書または団体に所属していることが確認できる書類。
- ・ 防災活動の実績については、防災活動に関する業務の契約書の写しや写真、新聞記事、証明書類等の災害時の活動が確認できる資料。
- ・ 除雪関係作業については、作業委託契約の締結が確認できる書類の写し。
- ・ 営業所の所在地については、商業登記簿謄本または登記事項証明書。
- ・ 市町村民の雇用については、雇用者の常勤および居住地が確認できる書面の写し。
 - 1) 法人又は常時5人以上の従業員のいる個人事業所：健康保険被保険者証の写し。
 - 2) 個人事業所のうち社会保険適用除外となるもの：源泉徴収書の写し。
- ・ 建設重機の保有については、財務諸表における「機械・運搬具」や「工具器具・備品」の帳簿価格。

⑦ 不正行為

- ・ 国税の滞納については、所轄税務署が発行する納税証明書（法人の場合、様式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がない証明）個人事業主の場合、様式その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない証明））。
- ・ 都道府県税の滞納については、都道府県が発行する都道府県税の納税証明書。
- ・ 市区町村民税の滞納については、市区町村が発行する法人市区町村民税、固定資産税等の納税証明書。

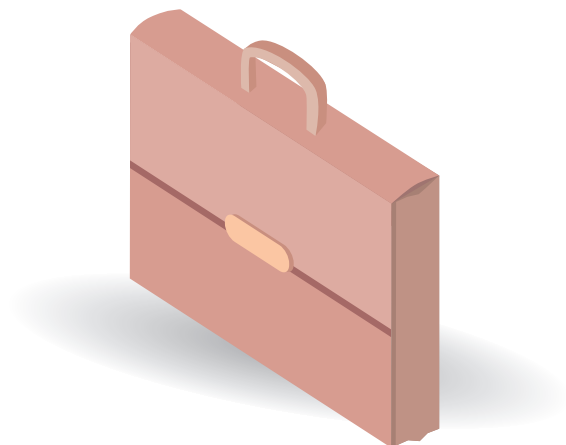
※なお、不正行為については、建設業者の申請だけではその真偽を十分に確認できない恐れがあります。建設業法等の監督処分については、国土交通省ネガティブ情報等検索サイト (<http://www3.mlit.go.jp/>) を活用して下さい。

⑧ 新分野進出、企業連携等建設産業政策推進

- ・新分野進出については、次の書類。
 - 1) 事業概要書
 - 2) 株主総会又は取締役会の議事録の写し
 - 3) 新分野に進出したことが客観的に判断できる資料（新聞、広報誌、写真等）
 - 4) 一定額（例：500万円）を支出したことを証明する書類の写し（固定資産台帳、領収書・振込通知書、契約書等）
- ・合併等については、建設業法の許可を受けている者と合併し又は建設業法の許可を受けている者から営業譲渡を受けたことを証明する書面の写し。

⑨ その他の施策推進

- ・障害者雇用については、法定義務建設業者について、直近の障害者雇用状況報告書の写し。非法定義務建設業者について、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し。
- ・ISO14000シリーズについては、財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写し。
- ・エコアクション21の認証取得を証明する認証・登録証等の写し。
- ・育児休業等について
 - 1) 次世代育成対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定している場合：都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し。
 - 2) 育児・介護休業法を上回る育児制度を導入している場合：就業規則等制度の導入を確認できる書類。





(9) 経営事項審査と内容が重複する書類 については提出を求める必要がありますか。

技術者数、防災活動への貢献等経営事項審査と内容が重複し、経営事項審査の際に取得した情報を発注者別評価においてそのまま用いることができる場合には、書類の提出を求める必要はありません。

(10) 虚偽申請を防止するために どのような対策を講ずるべきですか。

発注者別評価点の虚偽申請は、公共工事の入札契約の公正性を大きく損なう許しがたい行為です。したがって、その提出書類のチェックを慎重に行うとともに、一定期間入札参加資格を認めないことはもちろんのこと虚偽申請に対して厳しいペナルティを課すことが必要です。また、発注者別評価点の評価項目として、提出書類等から客観的事実が確認できるものを設定することにより、虚偽申請の防止を図ることも重要です。



(11) 新規参入、合併等により定期の資格審査で対応できない場合はどのようにすべきですか。

競争入札参加資格の有効期間を2年間とし、その間に資格審査を行わないこととなりますと合併等の企業経営の合理化や新規参入を阻害することが懸念されます。このため、随時受付を実施することが望ましいですが、最低年1回程度追加受付をすることが求められます。

(12) 審査後に審査対象の事実には大きな変更があった場合は再審査をすべきですか。

審査後に審査対象の事実に変更があった場合には、建設業者が事実発生後一定期間内（例：30日）に資格の再審査を申請することになります。再審査の結果、申請内容が適切であると認められる場合は、年2回程度（例：6月1日と12月1日）再認定を行うことが望ましいです。再審査を制度化する場合には、建設業者にとって有利な変更のみが申請されることがないように、ペナルティ等による制度的担保を確保しておくことが必要です。



Ⅴ発注者別評価点の活用方法

(1) 発注者別評価点は、例えば個別の工事の入札に活用することは可能ですか。

発注者別評価点は、建設業者の競争入札参加資格の認定において用いる基準としての役割を主に有していますが、発注者別評価点の普及により、評価項目に関する情報は企業を評価するデータとして有用であり、これらのデータを競争参加資格審査以外にも次のように活用することができます。

【工事ごとの入札参加条件】

入札公告において、個別工事ごとの入札参加条件として、当該工事について、発注者として特に重要な点について、発注者別評価点の特定の評価項目の点数が一定水準以上であることを要件として設定することが考えられます。例えば、発注規模に比して難易度が高い工事を発注する場合は、工事成績や技術力を評価する項目の点数を要件として設定することが考えられます。

【総合評価方式における技術審査】

特別簡易型総合評価方式など技術提案を求めずに工事成績や工事实績に基づき評価する場合に、発注者別評価点の工事成績や工事实績を総合評価方式の評価点として活用することにより、より簡易に総合評価方式を実施することができます。例えば、総合評価方式において企業の施工能力として過去の工事成績を評価する際には、工事成績に係る発注者別評価点を総合評価方式の配点に按分して評価することが考えられます。なお、発注者別評価点の工事成績を総合評価方式に活用する場合、過去の工事成績によって技術評価点が固定される点に配慮して全体の配点及び評価項目を設定する必要があります。また、総合評価方式において地域貢献等を評価する場合、発注者別評価点に対応する項目の点数を総合評価方式の配点に按分して評価することが考えられます。

